
久 御 山 町

第10次高齢者保健福祉計画

令和6年3月
久 御 山 町

はじめに

わが国は既に超高齢社会にあり、本町におきましても、高齢化が進み、とりわけ介護需要に結びつきやすい85歳以上の高齢者については今後も増加すると見込まれ、様々な課題に直面しています。

このような中、本町では令和3年3月に策定いたしました久御山町第9次高齢者保健福祉計画に基づき、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的・継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざした取組を進めてまいりました。



このたび令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、「ふれあいと支え合いで 高齢者が幸せに暮らせる 健やか長寿のまち・久御山」を基本理念とする「久御山町第10次高齢者保健福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、介護予防や認知症対策、生きがい・居場所づくりなど、第9次計画を継承しながらも、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年以降を見据え、介護職員の人材不足や介護者の高齢化など、高齢者を取り巻く状況の変化や課題を踏まえた上で、町内の医療機関や介護福祉施設との連携強化を図り、必要なケアステージに合わせた一貫的なケアを受けられる体制の構築や、介護予防のさらなる充実をめざしてまいります。

住民の皆様が、住み慣れた地域で生きがいを持って健康に暮らせるよう、関係機関と連携しながら、また、地域の皆様との協働により、本計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました久御山町地域包括ケア推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見をいただきました多くの住民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

久御山町長 信貴 康孝

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	3
2 計画の位置づけと内容	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題	7
1 高齢者の現状	9
2 アンケート調査の概要と結果からみる課題	12
3 第9次高齢者保健福祉計画の進捗評価	16
4 久御山町地域包括ケア推進会議におけるご意見	19
5 計画策定にあたっての主要課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 地域包括ケアシステムの深化・推進	26
4 施策の体系	30
第4章 高齢者保健福祉施策の推進	31
1 安心して暮らすための環境の整備	33
2 居場所づくりを通じた高齢者の活躍と介護予防の推進	41
3 認知症対策の推進	48
4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進	51
5 介護サービス等の充実	53
第5章 介護保険事業の推進	59
1 介護保険料の計算の流れ	61
2 日常生活圏域の設定	62
3 人口・認定者数の推計	62
4 介護保険サービスの量の見込み	65
5 総給付費の推計	67
6 標準給付費等の見込み	69
7 第1号被保険者の介護保険料	71
第6章 計画の円滑な推進	75
1 計画の推進体制の整備	77
2 計画の進捗状況の管理	78
資料編	79
1 計画の策定経過	81
2 久御山町地域包括ケア推進会議設置要綱	82
3 久御山町地域包括ケア推進会議委員名簿	84
4 用語集	85

参考：コラムの掲載について

本計画書には、計画の内容に関連した情報をコラムとして掲載しています、是非ご覧ください。

【該当ページ】

P34	久御山町地域包括支援センター
P45	健康センターいきいきホール
P57	介護保険について

●本計画書に掲載する図表について

※掲載する図表は、アンケート調査結果、地域包括ケア「見える化」システムのデータ、各種統計（国勢調査、介護保健事業状況報告、住民基本台帳 等）データ等を用いて作成しています。

※掲載する図表の一部は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨・背景

(1) 計画策定の趣旨

本町では、高齢者保健福祉施策と介護保険事業の一体的な取組を進める計画として、令和3年度から令和5年度を計画期間とする『久御山町第9次高齢者保健福祉計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

本町の高齢者保健福祉計画に含まれる介護保険事業計画は3年ごとの見直しが定められた法定計画であることから、介護保険制度等の改正や本町における高齢者福祉行政を取り巻く状況の変化、高齢社会における諸課題に対応するため、計画の見直しをする必要があります。

本町に暮らす高齢者が「受け手側」に固定されることなく、健康で生きがいを持って日々いきいきと暮らし、介護予防や「支える側」としての社会参加をも促進していくことを目的として、また、住民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、『久御山町第10次高齢者保健福祉計画』を策定します。

(2) 計画策定の背景

令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計によれば、わが国の総人口は長期の減少過程に入っており、令和13年に1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和38年には9,965万人、令和52年には8,700万人になると推計されています。

一方65歳以上の高齢者については、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に3,653万人に達し、令和25年に3,953万人でピークを迎えると推計されています。

そうした中で、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年頃にかけて、高齢者等を支える現役世代の人口が大きく減少する一方で、特に介護需要が高まる85歳以上人口については、1,000万人を超えることが想定されています。

こうした人口の規模・構造の変化を背景として、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況になっており、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための「地域包括ケアシステム」を、令和7年を目途に構築し、将来の介護需要等の急増に対応していくことが当面の大きな課題となっています。

本町においても、こうした喫緊の課題である人口問題に対応するため、総合計画等の取組を進める中で、可能な限り人口減少を抑制するように努めているところです。その上で、介護が必要になっても住み慣れた地域で、人との交流を楽しみ、あたたかなふれあいやつながりの中で暮らし、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきました。

その中で、介護保険サービスの充実はもちろん、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進と高齢者の権利擁護、高齢者の自立支援と重度化防止の推進、日常生活を支援する体制の整備、高齢者の住まいの確保、地域包括支援センターの機能強化の取組等を推進し、安心して生活できるような社会づくりを進めてきました。

今後も、令和22年を見据えた中期的な視点で、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった分野横断的な課題も踏まえ、誰一人取り残さない社会の実現をめざす国際目標であるSDGsや、社会的な問題となっている災害や感染症への備えも含め、「ふれあいと支え合いで高齢者が幸せに暮らせる 健やか長寿のまち・久御山」の実現に向けて、本町の実態を踏まえた多様な取組を進めていくことが求められています。

2 計画の位置づけと内容

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法(第20条の8第1項)の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として位置づけられるものです。

老人福祉法 第20条の8 第1項	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
---------------------------------	---

併せて、介護保険法(第117条第1項)の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」としても位置づけられるものです。

介護保険法 第117条 第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。
--------------------------------	--

(2) 計画の性格

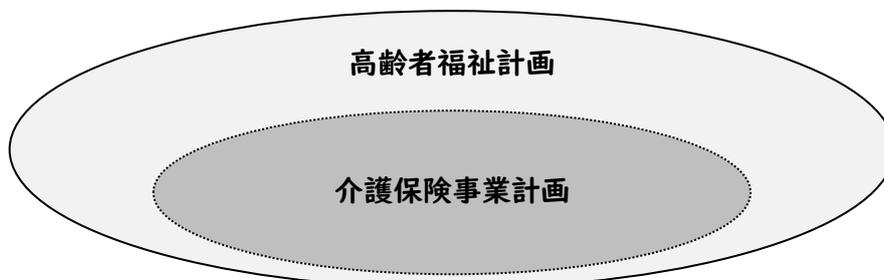
本町における高齢者保健福祉計画は、「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」の二つの計画の内容を併せて掲載するものです。

「高齢者福祉計画」は、すべての高齢者、あるいは40～64歳の壮年者を含めた健康づくりや生活習慣病予防、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、防犯・防災、福祉のまちづくりなどを含む総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画です。

なお、「介護保険事業計画」は、概念的には下図のように「高齢者福祉計画」に包含されます。

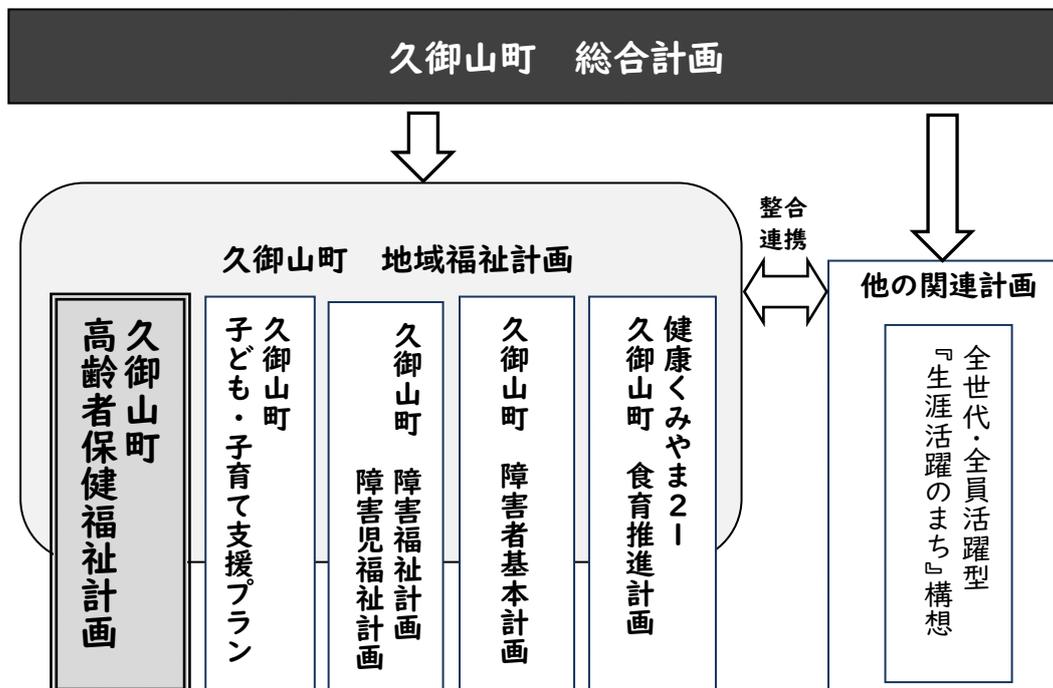
久御山町 高齢者保健福祉計画(=地域包括ケア計画)



また、本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年以降を見据え、第6次計画以降、進めてきた地域包括ケアシステム構築のための取組を継承し、深化・推進していくための計画であり、地域包括ケア計画として位置づけられます。

(3) 他計画との関係

本計画は「久御山町総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉に関する計画として策定するものです。
また、本町における他の福祉関連計画などの関連分野における本町の個別計画等と整合性のある計画として策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

ただし、本計画は、現役世代人口の急減や介護需要が高い 85 歳以上人口の増加が想定される令和 22 年度を見据えた中期的視点を見据えて、検討・策定していく必要があります。

令和(年度)																				
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
第9次																				
			第10次		中期的視点(令和22年度を見据えて)															
						第11次														
									第12次											
												第13次								
															第14次					
																			第15次	

4 計画の策定体制

(1) 「久御山町地域包括ケア推進会議」の開催

第9次高齢者保健福祉計画に掲げる基本目標に沿い、在宅介護・介護予防・認知症対策・権利擁護・介護サービスの関係者、有識者、行政関係者等による「久御山町地域包括ケア推進会議」を開催し、検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

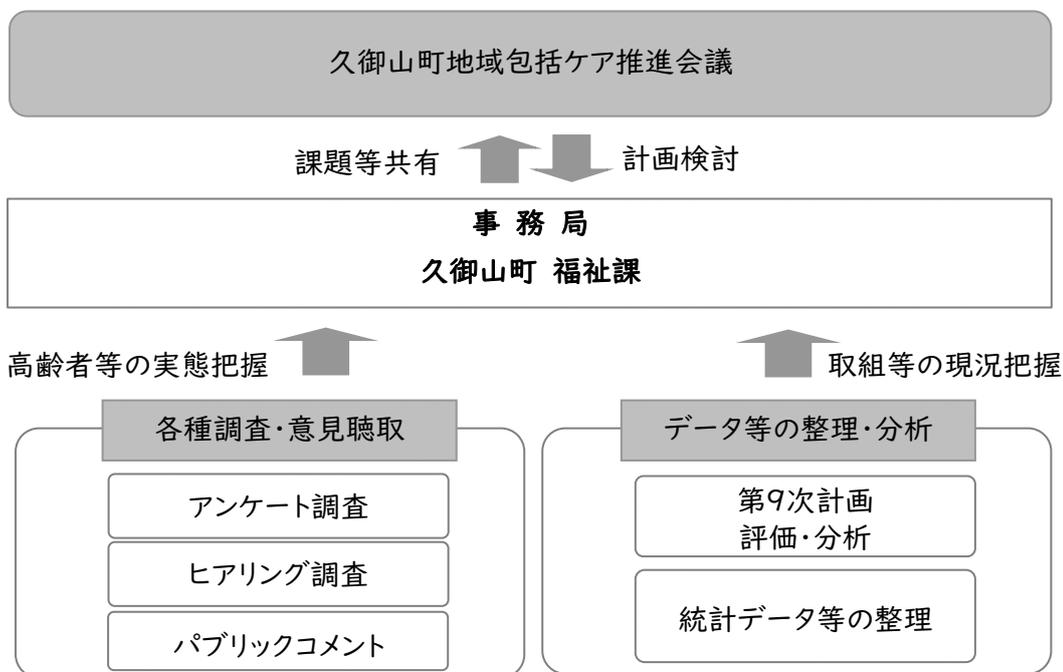
計画の策定に向けて、町内の高齢者、在宅介護を行っている介護者等の生活や健康の実態等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

また、介護事業所や介護職員の実態を把握するためのヒアリング調査を実施。

(3) パブリックコメントの実施

計画について広く住民の皆様のご意見を把握するため、計画案をホームページに掲載するとともに、役場等で閲覧できるようにするなど、パブリックコメントを実施。

【計画策定体制イメージ】



第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題

I 高齢者の現状

(1) 人口の概況

平成 30 年度以降の人口の推移をみると、本町の総人口は一貫して減少しており、令和5年度は 15,422 人となっています。年齢構成別にみると、40～64 歳（第2号被保険者）が 4,946 人（32.1%）、65 歳以上（第1号被保険者）が 4,773 人で、高齢化率は 30.9%となっています。

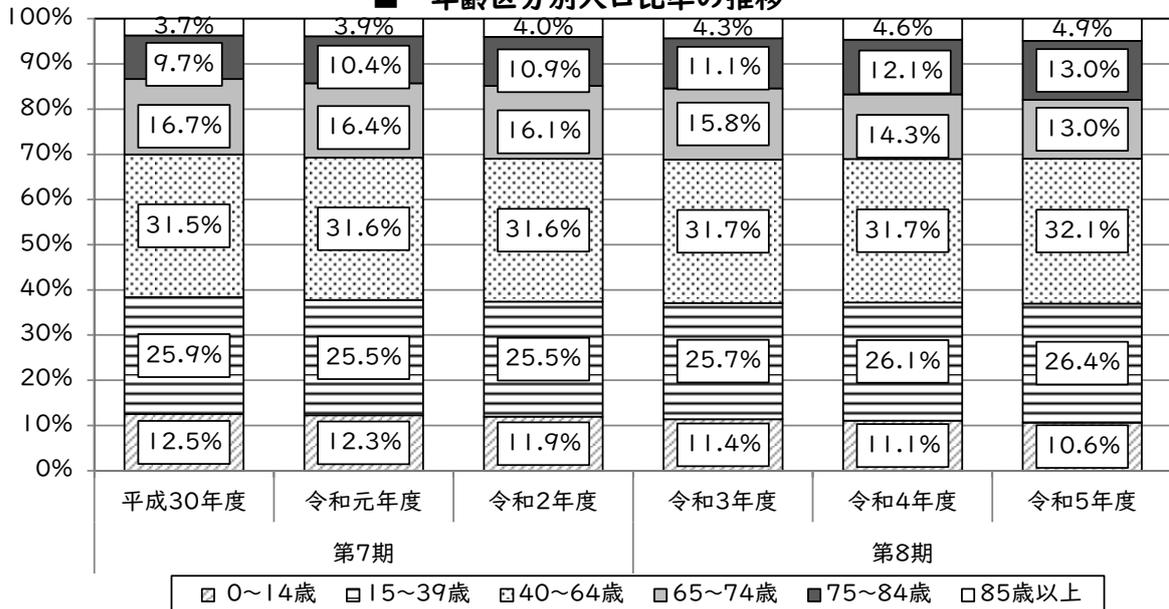
65～74 歳の前期高齢者は減少しているものの、介護需要に結びつきやすい 75 歳以上の後期高齢者は増加しており、特に 85 歳以上は令和2年度以降の増加が顕著となっています。

■ 人口の推移

(単位:人)	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	16,130	15,977	15,784	15,571	15,521	15,422
0～14歳	2,016	1,959	1,883	1,775	1,720	1,638
15～39歳	4,184	4,072	4,021	3,999	4,058	4,065
40～64歳	5,083	5,043	4,990	4,943	4,927	4,946
65歳以上	4,847	4,903	4,890	4,854	4,816	4,773
65～74歳	2,696	2,618	2,544	2,455	2,219	2,005
75～84歳	1,560	1,662	1,718	1,726	1,877	2,012
85歳以上	591	623	628	673	720	756
人口 構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	12.5%	12.3%	11.9%	11.4%	11.1%	10.6%
15～39歳	25.9%	25.5%	25.5%	25.7%	26.1%	26.4%
40～64歳	31.5%	31.6%	31.6%	31.7%	31.7%	32.1%
65歳以上	30.0%	30.7%	31.0%	31.2%	31.0%	30.9%
65～74歳	16.7%	16.4%	16.1%	15.8%	14.3%	13.0%
75～84歳	9.7%	10.4%	10.9%	11.1%	12.1%	13.0%
85歳以上	3.7%	3.9%	4.0%	4.3%	4.6%	4.9%

※住民基本台帳(各年度 10月1日)

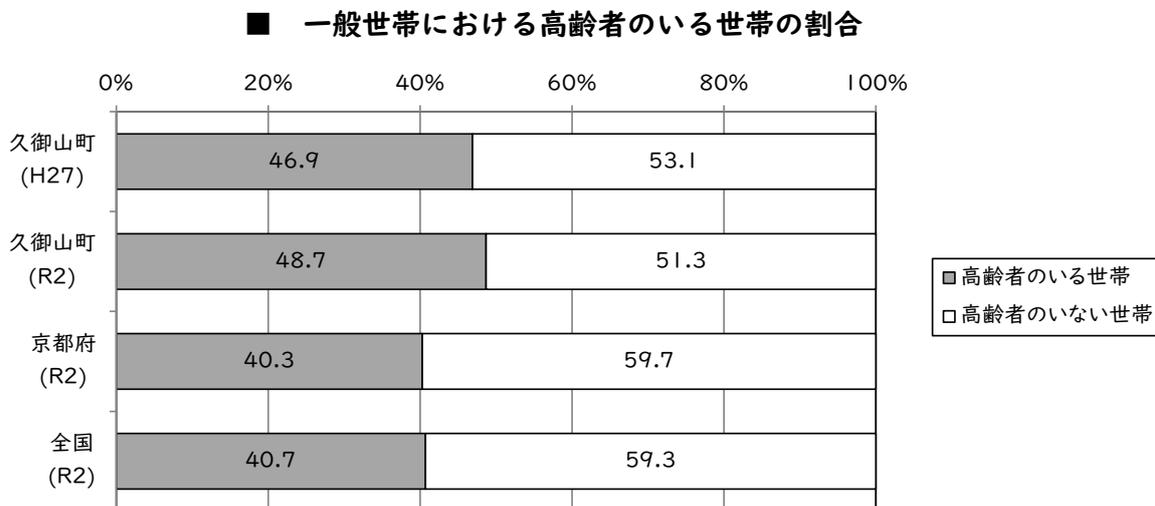
■ 年齢区分別人口比率の推移



※住民基本台帳(各年度 10月1日)

(2) 世帯の概況

令和2年の一般世帯のうち高齢者のいる世帯の状況についてみると、高齢者のいる世帯が占める割合は48.7%と、平成27年よりも増加しており、全国・府の水準についても上回っています。



※国勢調査(平成27年・令和2年)
※「一般世帯」は総世帯から施設等の世帯(寮、病院、社会施設等)を除いた世帯

また、一般世帯のうち高齢者のいる世帯の状況についてみると、単独世帯・夫婦のみ世帯のいずれの割合も、全国・府の水準と比べ高くなっています。

■ 高齢者のいる世帯の状況

単位:世帯	一般世帯数	高齢者のいる世帯					
			単独世帯・親族世帯			非親族世帯	
			単独世帯	夫婦のみ世帯	その他の親族同居世帯		
久御山町	6,311 (100.0%)	3,075 (48.7%)	3,061 (48.5%)	843 (13.4%)	964 (15.3%)	1,254 (19.9%)	14 (0.2%)
京都府	1,188,903 (100.0%)	478,651 (40.3%)	475,660 (40.0%)	153,688 (12.9%)	149,938 (12.6%)	172,034 (14.5%)	2,991 (0.3%)
全国	55,704,949 (100.0%)	22,655,031 (40.7%)	22,524,170 (40.4%)	6,716,806 (12.1%)	6,848,041 (12.3%)	8,959,323 (16.1%)	130,861 (0.2%)

※国勢調査(令和2年)

(3) 認定者の概況

認定者数の推移をみると平成30年度の898人から、令和4年度の963人まで増加し、その後減少に転じ、令和5年度には956人となっています。高齢者人口に対する認定率については、平成30年度の18.5%から増加傾向となっており、令和5年度には20.0%となっています。

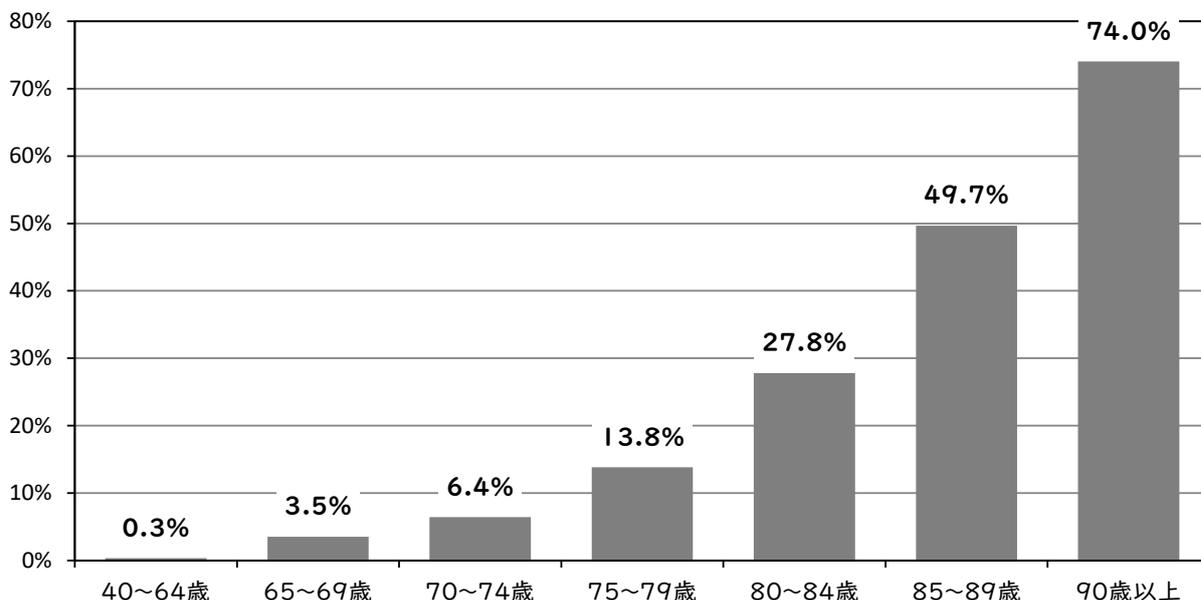
年齢別人口に対する認定者の出現率をみると、高齢になるほど割合が高く、65～69歳の3.5%に対し85～89歳では49.7%と、概ね2人に1人が認定者となっていることがわかります。

■ 認定者数の推移

(単位:人)	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者数	898	913	929	930	963	956
要支援1	134	117	113	121	115	96
要支援2	228	212	208	190	213	215
要介護1	86	106	100	93	114	111
要介護2	148	133	159	156	175	188
要介護3	133	135	152	170	149	137
要介護4	109	133	123	119	120	139
要介護5	60	77	74	81	77	70
認定者 構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
要支援1	14.9%	12.8%	12.2%	13.0%	11.9%	10.0%
要支援2	25.4%	23.2%	22.4%	20.4%	22.1%	22.5%
要介護1	9.6%	11.6%	10.8%	10.0%	11.8%	11.6%
要介護2	16.5%	14.6%	17.1%	16.8%	18.2%	19.7%
要介護3	14.8%	14.8%	16.4%	18.3%	15.5%	14.3%
要介護4	12.1%	14.6%	13.2%	12.8%	12.5%	14.5%
要介護5	6.7%	8.4%	8.0%	8.7%	8.0%	7.3%
認定率	18.5%	18.6%	19.0%	19.2%	20.0%	20.0%

※介護保険事業状況報告月報(各年度9月末)

■ 年齢別の認定者出現率



※介護保険事業状況報告月報(令和5年9月末)

2 アンケート調査の概要と結果からみる課題

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、町内の高齢者の皆様の生活や健康の実態等を把握し、これを計画策定の基礎資料とするために、2種類のアンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

[調査の対象者と配布数]

調査名	対象者	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護認定者を除く 65歳以上の住民	1,000票	640票	64.0%
在宅介護実態調査	在宅で生活している 要介護認定者	484票	225票	46.5%

[調査方法等]

調査方法	抽出基準日	調査期間
郵送による配布・回収	令和5年1月末	令和5年2月8日～2月22日

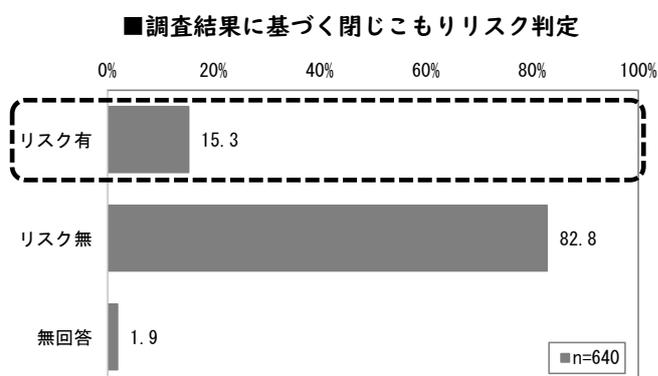
(3) 結果からみる課題

[介護予防・日常生活圏域ニーズ調査]

①外出について

外出は社会参加や精神面も含めた健康、介護予防等につながる重要な要素ですが、高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大を背景に、閉じこもりリスクを有する方が一定数みられる状況です。

閉じこもりの抑制に向けて、運転免許返納後も含めた移動手段の確保とともに、外出を控える理由として「外での楽しみがない」ことを理由として上げている方が一定数いること等も踏まえ、身近な地域における通いやすい・楽しめる交流や介護予防の場をつくっていくことも求められます。

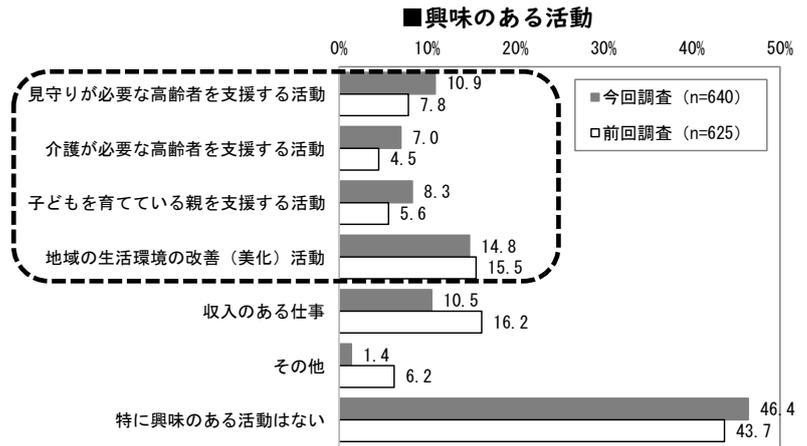


②地域の活動について

全世代・全員活躍共生社会の実現をめざす本町においては、収入のある仕事も含め、高齢になっても活躍のできる場や機会をつくっていくことが重要です。

また、高齢化が進み、高齢者が貴重な地域活動の人材となる中で、地域のさまざまな支え合い活動に関心のある方が一定数いることを踏まえ、

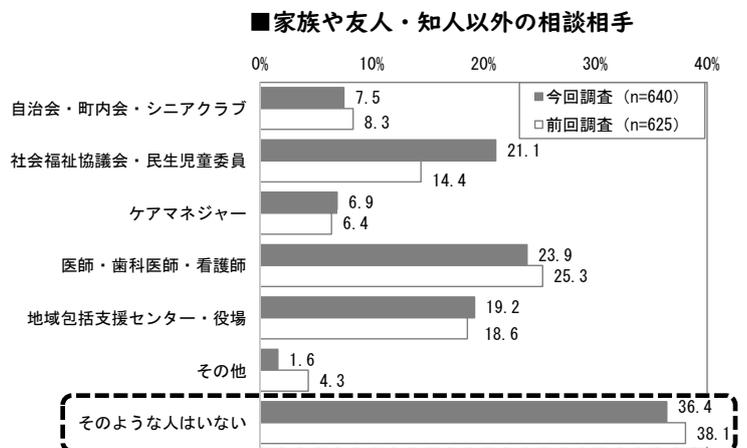
活動の情報提供、活動団体や事業者とのマッチング支援の体制強化等に向けた検討も求められます。



③人とのつながりについて

家族や友人以外の相談相手が「いない」方が3割以上となっている中で、特に配偶者がいない方や、配偶者が一定以上の要介護状態にある方の孤立が懸念されます。

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた中核的な機関である地域包括支援センターや役場を含め、相談等がしやすい体制を構築するとともに、地域の中のつながりづくりが求められます。

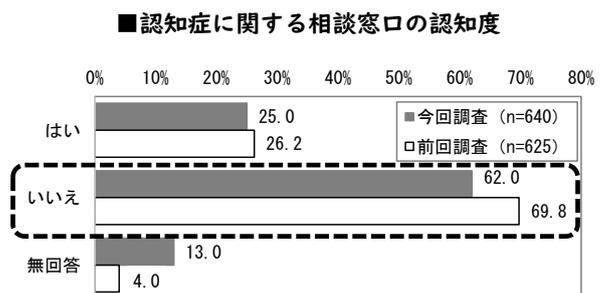


④認知症について

認知機能の低下のリスクを有する方が4割を超えている一方で、認知症に関する相談窓口の周知が進んでいない状況がみられます。

また、難聴はコミュニケーション等の機会の減少につながり、認知機能低下のリスクを高めると考えられる中で、難聴の不安があっても補聴器を利用していない方が7割を超えています。

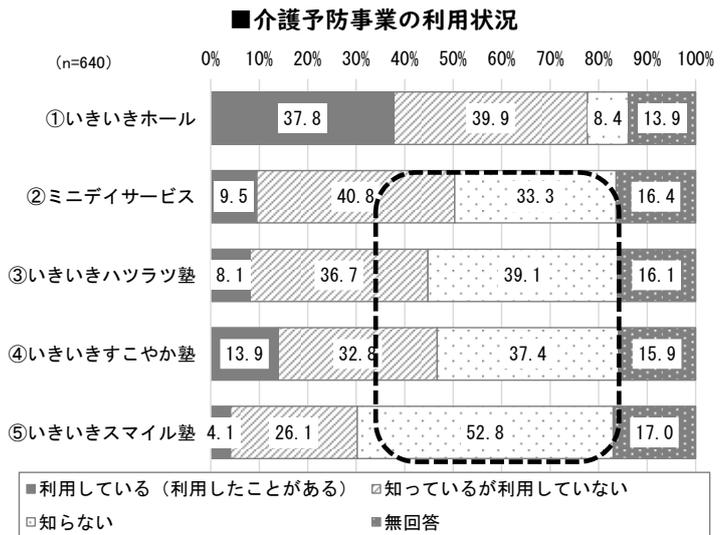
認知症について自分ごととして捉え、住民が必要な情報や知識を得るための機会づくりや情報発信の取組が求められます。



⑤介護予防の取組について

介護予防の取組の重要性や住民の関心の高さに対して、介護予防事業の利用やその前提としての事業の周知は、十分に進んでいるとは言いがたい状況です。

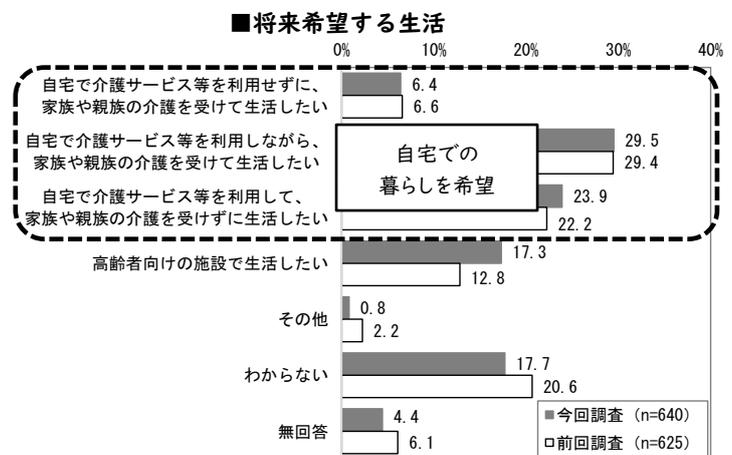
介護予防事業の利用に対する住民のニーズも踏まえながら、介護予防の取組の周知と利用促進を図ることが必要です。



⑥介護保険サービスについて

介護保険サービスに関する住民のニーズは、「自宅での暮らしの継続」の希望やサービスの充実よりも「保険料の抑制」を望む意向がみられます。

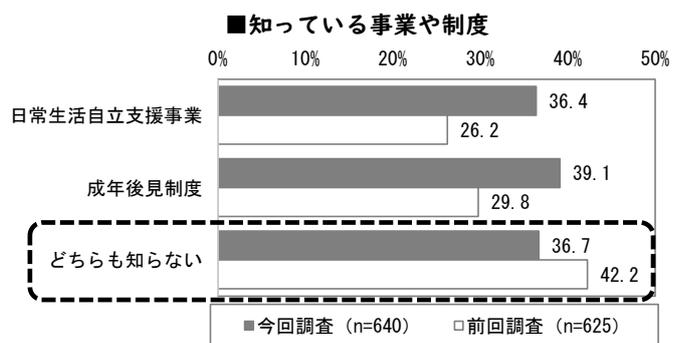
介護保険サービスや保険料設定の検討においては、こうした住民ニーズを十分に踏まえることが必要です。



⑦制度等の情報発信について

前述の認知症の相談窓口や介護予防事業も含め、高齢者の生活を支える事業や制度、キーワード等について、一部に改善はみられるものの、まだ十分に周知できていない状況がみられます。

情報が届かないために、必要な支援やサービスにつながらないといったことがないように、情報発信のさらなる強化が求められます。



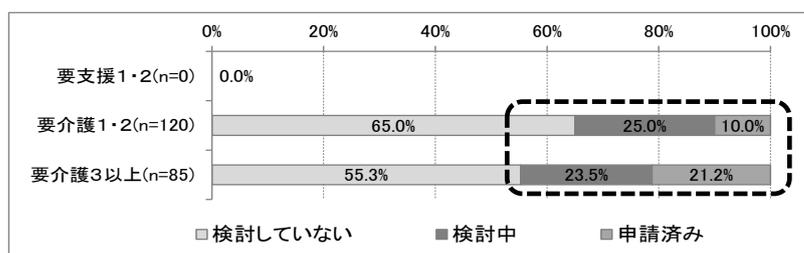
【在宅介護実態調査】

①在宅生活の継続について

施設等への入所・入居の検討や申し込みをしている方が3割を超えている中で、在宅生活の継続において「外出同行」「移送サービス」といった移動に関連する支援が特に求められています。

介護保険料の抑制だけでなく、介護者の負担軽減も含め可能な限り在宅生活を継続するための移動等に関するサービスの継続・拡充とともに、訪問診療等の活用促進も求められます。

■施設等への入所・入居の検討状況（要介護度別）

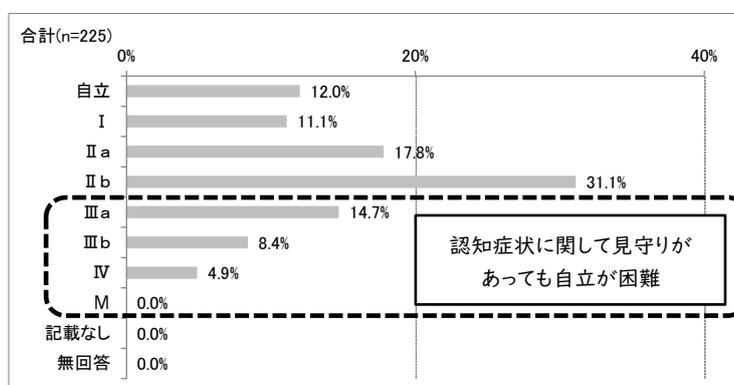


②認知症について

認知症状の重度化は、施設サービスのニーズの増加だけでなく、家族介護者にとっての大きな負担につながることから、認知機能低下の抑制のための介護予防等のサービス・支援に加え、個人の取組や、早期の治療等の重要性について、広く周知・啓発することが求められます。

また、認知症の人やその家族を支えるためには地域の理解や協力が必要であり、認知症等について、誰もが自分ごととして捉え、必要な情報や知識を住民が共有していくための取組が必要です。

■認知症高齢者の日常生活自立度

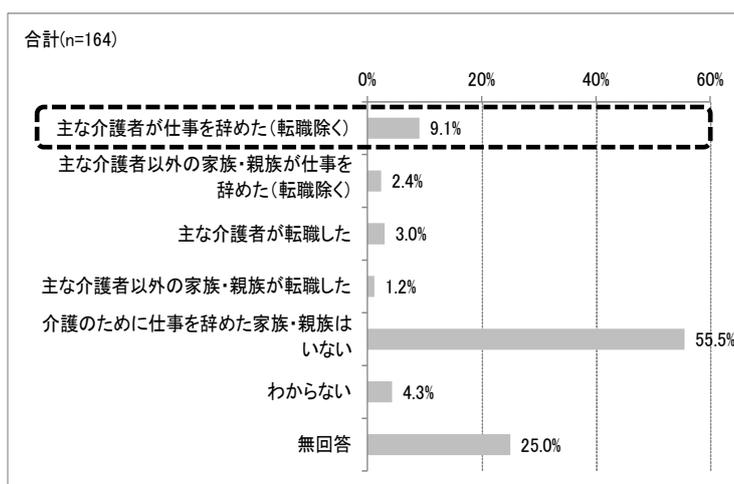


③介護者の就労継続について

全世代・全員活躍共生社会の実現をめざす本町においては、すでに介護のために離職された方がいることや、今後の就労の継続が難しいと感じている方が一定数いることは大きな課題です。

介護保険サービス等の公的な支援に加え、労働時間の柔軟な選択や休暇の取得といった多様な働き方を実現し、介護と就労を両立するための取組等が求められます。

■介護のための離職の有無



3 第9次高齢者保健福祉計画の進捗評価

(1) 評価・検証の考え方

第9次計画の評価・検証は、その構造を踏まえ、基本目標ごとに設定された 12 の目標指標の達成度と、基本施策ごとの事業を構成する 96 の取組の進捗度の2つの視点で評価・検証を行う必要があります。



(2) 「目標指標の達成度」の分析

【参考】「指標の達成度」の基準

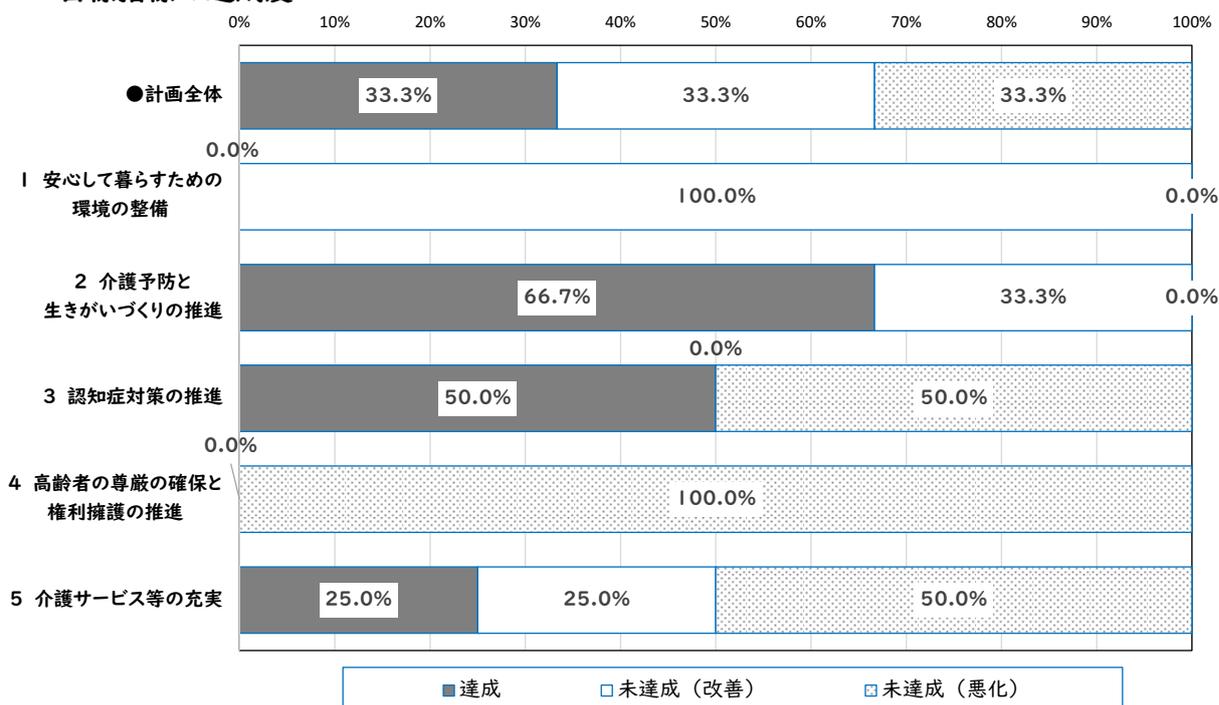
指標の達成度は、次のような基準で分類を行い、結果をとりまとめます。

達成度		概要
達成		目標値を達成した指標
未達成	改善	目標値には達していないが、基準となる令和2年度実績より改善している指標
	悪化	基準となる令和2年度実績より悪化した指標

12 の目標指標について、令和4年度時点の達成度の分析結果をみると、計画全体では「達成」が 33.3% (4指標)、「未達成(改善)」が 33.3% (4指標)、「未達成(悪化)」が 33.3% (4指標)となっています。

また、基本目標ごとの目標指標の「達成」の状況をみると、「2 介護予防と生きがいの推進」が 66.7%と最も割合が高く、次いで「3 認知症対策の推進」が 50.0%となっています。

< 目標指標の達成度 >



※四捨五入の関係で割合の合計が 100.0%にならない場合があります

(3) 「取組の進捗度」の分析

【参考】「取組の進捗度」の基準

評価にあたっては、96 の取組を、次の3つの評価基準で点数化。

※「計画通り実施=10点」「一部実施=5点」「未実施=0点」

さらに、5つの基本目標や15の基本施策といった、より上位の枠組みで平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。(※平均値が高いほど良い評価となる)

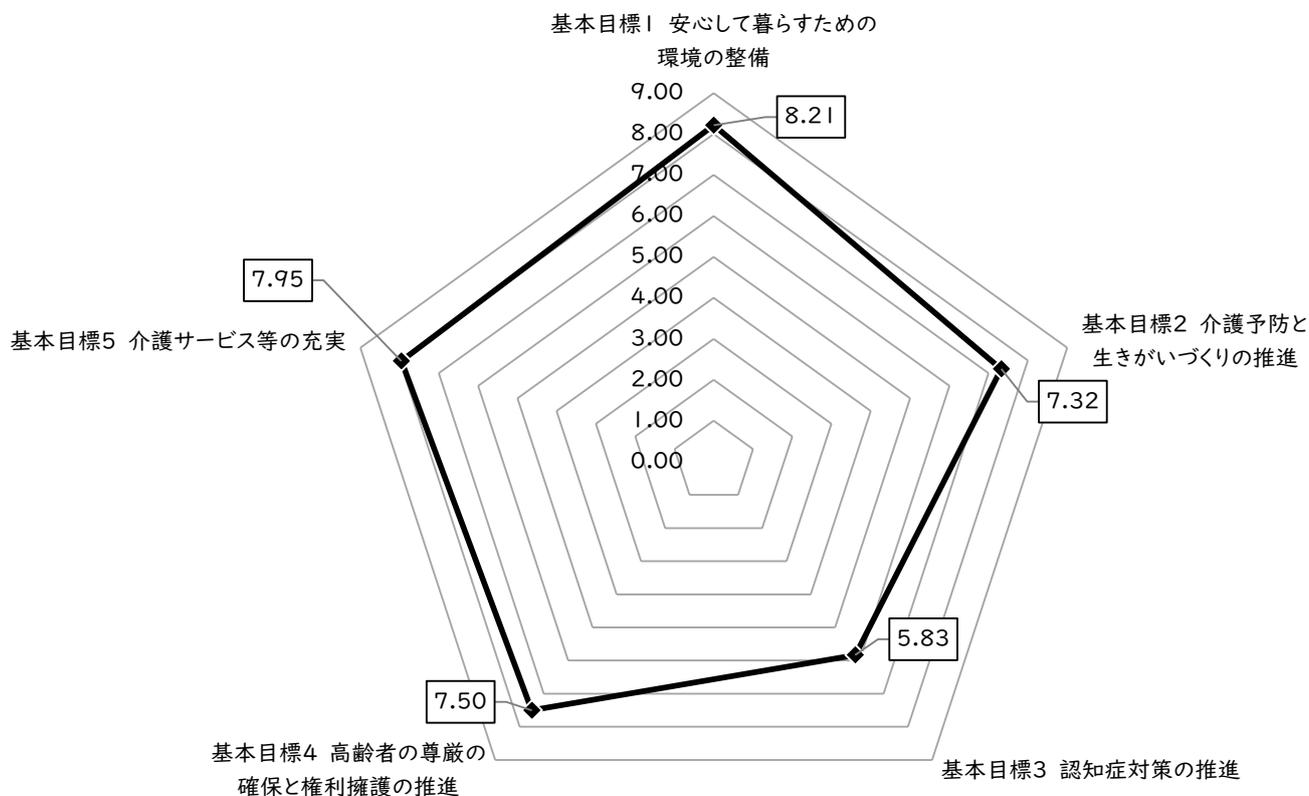
評価対象	平均値
計画全体 (96 の取組の平均値)	7.55

計画全体の評価の平均値は 7.55 (概ね「計画通り実施」「一部実施」の中間的水準) となっています。

基本目標レベルの評価は、「基本目標1 安心して暮らすための環境の整備」が 8.21 と最も高くなっています。また、「基本目標5 介護サービス等の充実」が 7.95 と全体の平均値を上回っています。

一方で、他の3つの基本目標は全体の平均値を下回っており、特に「基本目標3 認知症対策の推進」については 5.83 と低くなっています。

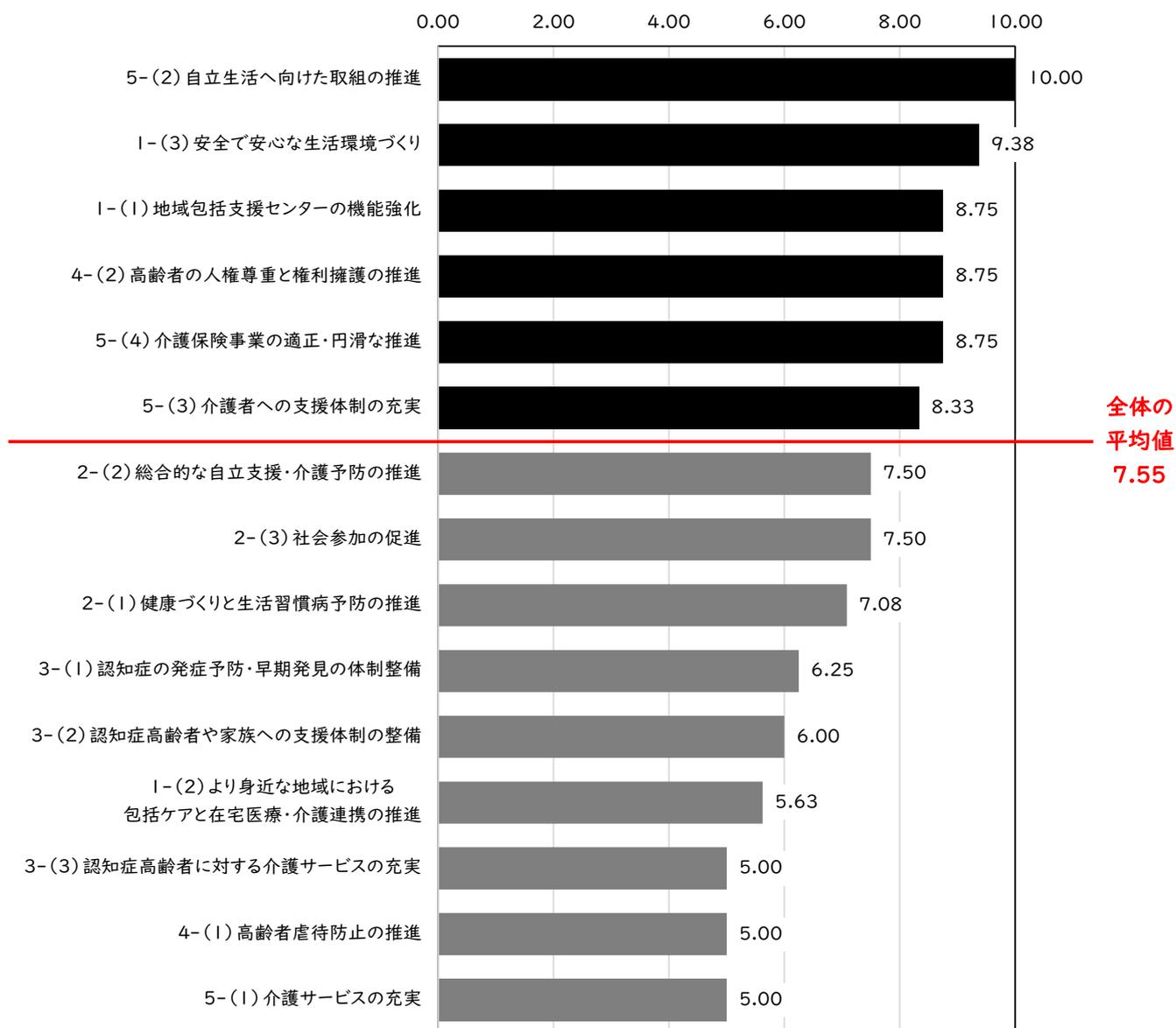
< 基本目標レベルの進捗度 (平均値) >



また、15の基本施策ごとの評価としては、「5-(2) 自立生活へ向けた取組の推進」の取組の平均値が10.0と最も良い評価となっています。

一方で、「3-(3) 認知症高齢者に対する介護サービスの充実」「4-(1) 高齢者虐待防止の推進」「5-(1) 介護サービスの充実」といった3つの基本施策は、平均値が5.00と「一部実施」の水準となっています。

<基本施策レベルの進捗度（平均値）>



※各基本施策の数字は、頭の数字が「基本目標」、()内の数字が基本施策を表す

4 久御山町地域包括ケア推進会議におけるご意見



認知症の当事者の方についても「やることあるなら出かけていく」「居場所ではなく出場所がほしい」という声もきく。当事者のしたいことを、現実の取組にどう組み込んでいくか、ということがポイント。

認知症に関しては早期治療・発見が課題の一つ。早い段階で認知症外来にきていただくことは重要。早期の受診につながる仕組みも必要。



近隣自治体を考えれば、本町の介護保険サービスのうち重要なサービスは不足していない。むしろコロナの影響等で、一部のサービスについては供給が過剰になっている面もある。

介護人材については、ホームヘルパーやケアマネジャーの不足が深刻化している。特に既存の介護人材の定着の方法について検討する必要がある。



介護保険サービスの充実よりは、そこにつながらない方を支える部分、介護予防や介護保険外のサービスが不足しがちなのではないか。

2040年を見据えて、「食」に関することや訪問診療における人材確保等が重要。



アンケートでは、介護予防事業の「内容」よりも「近さ」「雰囲気」「料金」等の方が重視されている。特に参加するための移動の問題は検討する必要がある。

シルバーに限らず、多くの高齢者は皆さん現役で働いている。生きがい、というよりは役割を持つということを、表に出していく必要がある。



免許の返納時期後の生活に不安がある。現在の自身の年齢では20分以上歩くのは厳しい。久御山町には目の上の緑がなく、暑い季節の徒歩はさらに厳しくなる。

農家が多い地区の最大の問題は8050問題、老々介護や介護を担う子どもの高齢化。親は「子どもが親の面倒をみるのが当然」という意識が強い。それを変えない限り共倒れになるのではないか。



町内にもさまざまな地区があり、その中には都会的な地域、交通が不便な地域がある。できることには限界はあるが、一括りにするのではなく、必要などころに必要な支援を行っていくことが重要。

5 計画策定にあたっての主要課題

主要課題 1	中期的展望を踏まえた計画づくり
	<p>団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年に向けて高齢者人口が増加していく中で、要介護認定者、認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯などの増加等が想定されます。</p> <p>こうした中期的な人口構造等の変化を展望しつつ、今後3年間に達成すべき目標・取組等を明らかにすることが求められます。</p>
主要課題 2	地域包括ケアシステムの深化・推進
	<p>本計画の期間中に、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎えることを踏まえ、全世代・全員活躍のまちづくりの実現に向けて、本町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を急ぐ必要があります。</p> <p>第9次計画において明らかにした、本町独自の地域包括ケアシステムの具体的な機能やその整備時期等を踏まえた構築状況についての自己点検を行うとともに、本計画期間における深化・推進の方針を改めて示す必要があります。</p>
主要課題 3	高齢者の活躍・役割づくり
	<p>高齢者雇用安定法の改正による 70 歳までの就業機会の確保等、社会的にも高齢者の活躍が求められている中で、本町においても地域の活動への参加意欲のある高齢者等が多く存在することがアンケート等から明らかになっています。</p> <p>こうした高齢者の活躍は、本町が掲げる全世代・全員活躍のまちづくりにつながるだけでなく、高齢者の閉じこもり防止や介護予防、健康寿命の延伸の効果も期待できることから、さらなる推進が求められます。</p>
主要課題 4	認知症高齢者支援策の充実
	<p>令和7年には高齢者の5人に1人が認知症になるとされている中で、先般成立した認知症基本法においては、改めて認知症の方の周囲の理解や社会との関わりを見直すことが求められています。一方で、認知症への対応は、家族介護者にとって大きな不安要素となっており、認知症に関する情報発信を含め、本町の認知症支援関連の取組は十分に進んでいるとは言い難い状況がみられます。</p> <p>認知症の早期発見・早期対応につながる意識啓発や支援体制の構築も含め、総合的な取組の推進が必要です。</p>
主要課題 5	移動支援の充実
	<p>免許証の返納等や、交通利便性の地域格差等により、高齢者の移動手段が制限され、地域における活動や介護予防事業への参加が困難になるといったことがないように、地域の実情に応じた新たな移動手段や支援策等の検討が求められます。</p>
主要課題 6	家族介護者への支援の充実
	<p>家族の介護のための離職や、今後の就労継続が困難な介護者が一定数みられることを踏まえ、介護と介護者の仕事や生活を両立するための支援策や、介護人材の確保・定着等を含めた介護保険サービスの提供体制整備、必要に応じてサービスを利用しやすい体制整備、意識醸成等が求められます。</p>

第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

<基本理念>

ふれあいと支え合いで 高齢者が幸せに暮らせる 健やか長寿のまち・久御山

これまで本町では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、介護が必要になっても住み慣れた地域で、人との交流を楽しみ、あたたかなふれあいやつながりの中で暮らし、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

特に第9次計画においては、本町独自の地域包括ケアシステムの具体的な機能やその整備時期等を明確化し、その構築に向けた取組を一步一步、進めてきたところです。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、計画通りに実施ができなかった取組や事業もあり、とりわけ住民や事業者等の参画による“ふれあいと支え合い”の力を活かした取組については、こうした傾向がやや顕著となっています。

全世代・全員活躍型『生涯活躍のまち』構想の実現をめざす本町においては、「ウイズ・コロナ」から「アフター・コロナ」に転換しつつある現状を契機として捉え、停滞していた“ふれあいと支え合い”の力を活かしつつ、高齢者自身も活躍の場を広げられるような取組を改めて進めていくことが重要になります。

本計画においても、国が示す地域共生社会や本町の全世代・全員活躍のまちづくりの実現に向けて、高齢者は住み慣れた地域の中でいきいきと活動しながら健康寿命を延伸し、生涯にわたって健康で幸せに暮らせるまちづくりを進める必要があります。

そのためにも、目前に迫る令和7年に向けて、これまで構築を進めてきた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進するとともに、これまで以上に“ふれあいと支え合い”の力を高め、地域の中でさまざまな課題を解決していくことが重要となります。

こうした点を踏まえ、本計画の基本理念は、第9次計画の基本理念を継承し、設定することとします。

2 基本目標

本計画の将来像である『ふれあいと支え合いで高齢者が幸せに暮らせる健やか長寿のまち・久御山』を実現するため、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標 1 安心して暮らすための環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるまちづくりが求められています。

そのための地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、中核的な機能を担う地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、SNS等も活用しながらこれまで以上に地域包括支援センターの広報・周知活動に取り組み、高齢者等の総合相談窓口としての活用を促進します。

また、地域ケア会議・地域包括ケア推進会議の開催や、メディケアゾーン(佐山西ノ口)の立地効果も活用しながら、保健・医療・介護・福祉の連携を強化し、包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。

さらに、高齢者の活躍や介護予防活動への参加に必要な移動支援や、外出しやすい、生活しやすい環境づくりを進めるとともに、防災・安全対策等を進めていきます。

基本目標 2 居場所づくりを通じた高齢者の活躍と介護予防の推進

生涯活躍のまちの実現に向けて、高齢者の活躍の機会や場づくりとともに、健康寿命の延伸に向けた介護予防の取組等が求められます。

そのため、高齢者が長年培ってきた知識や経験、技術などを生かして、それぞれが地域の中で役割を持って活躍できるように、関係団体や関係機関等と連携し、地域活動や世代間交流、雇用・就労の機会・場づくりを推進します。

また、介護予防や介護の重度化抑制に向けた一般介護予防事業等の実施にあたっては、ニーズに応じた内容や開催場所を検討し、介護予防事業対象者も含めた幅広い方が参加できるように取り組みます。

加えて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についても取り組んでいきます。

基本目標 3 認知症対策の推進

高齢化の進行とともに、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、認知症の予防とともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で暮らし続けることができる社会の実現が求められます。

そのため、住民が認知症についての正しい知識と理解を深めることができるよう、認知症ケアパス等を活用しながら啓発に取り組みます。

また、早期発見や早期からの適切な診断や対応が行えるよう、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」による体制強化、かかりつけ医の認知症対応力向上を促進します。

さらに、認知症の状態に応じた適切な介護サービス提供体制の確立、家族介護者への支援、スマートフォンアプリ「みまもりあい」等を活用した地域での見守り体制整備を進めます。

基本目標 4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

高齢化が進む中で、高齢者の孤立死や高齢者虐待などの問題が顕在化しています。

特に高齢者虐待の防止については、国の第9期介護保険事業計画策定の基本指針において、新たな基本的事項として追加されており、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）等も踏まえながら、高齢者が支援や介護の必要な状態になっても、尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して生活ができるようにすることが求められます。

高齢者虐待は重大な人権侵害であることを広く住民や事業者に啓発し、虐待の防止と早期発見に努めるほか、虐待発生時の対応に向けて関係機関との連携強化や必要なネットワーク整備を推進します。

また、判断能力が十分でなくなった際にも必要な支援やサービスを適切に利用できるよう、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及や利用促進を進めます。

基本目標 5 介護サービス等の充実

高齢者が支援や介護を要する状態になっても、家族や親しい人たちと、住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続するために、また、そうした高齢者を介護する家族等の介護者を支えるためにも、介護保険サービス等の公的な支援は重要となります。

サービス全体の質の向上に向けて介護事業所等と連携し、適切なサービス提供に関する指導・助言を行うとともに、介護支援専門員の育成や介護人材の確保・定着に加え、業務の効率化や文書負担の軽減等に向けた支援を行います。

また、高齢者が安心して質の高い介護保険等の必要なサービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制、経済的な負担軽減など利用者支援の仕組みを充実します。

さらに、高齢者の自立した地域での生活を支えるための独自の助成事業や、家族介護者を支えるための介護用品の支給等を行うとともに、給付の適正化や、適正な要介護等の認定を推進し、持続的な介護保険制度の推進に取り組みます。

3 地域包括ケアシステムの深化・推進

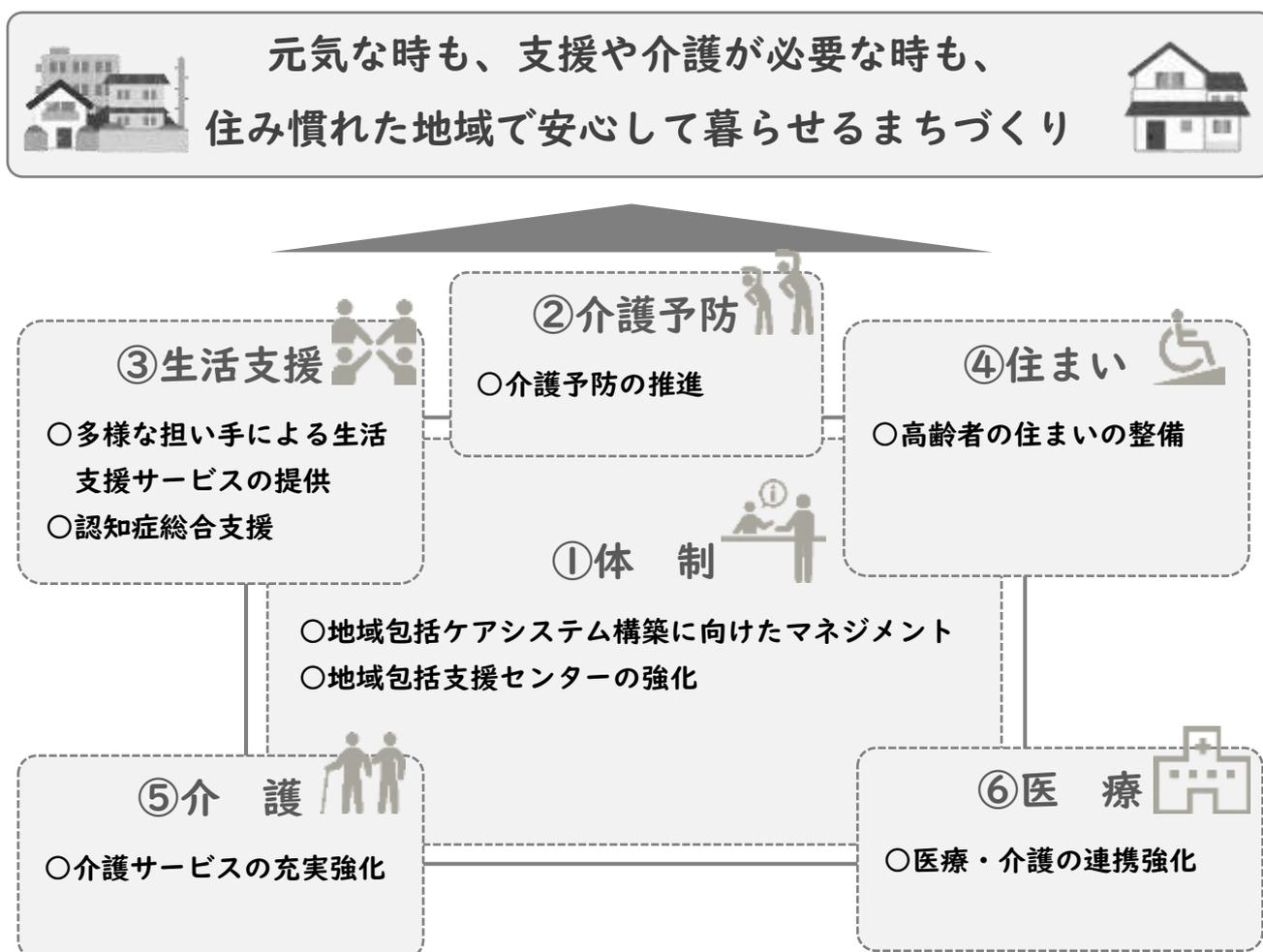
すべての団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、国が示す地域包括ケアシステムのモデルを踏まえつつ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められています。

そうした状況を踏まえ、本町においては、本計画を地域包括ケア計画として位置づけ、「元気な時も、支援や介護が必要な時も、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」をめざして、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

本計画を引き続き地域包括ケア計画として位置づけるとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けた取組を進めていきます。

(1) 久御山町の地域包括ケアシステム

久御山町における地域包括ケアシステムは、「体制」「介護予防」「生活支援」「住まい」「介護」「医療」の6つの枠組みで構築・充実し、「元気な時も、支援や介護が必要な時も、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の実現につなげていきます。



(2) 地域包括ケアシステムを構成する機能・取組等の整備状況と今後の予定

地域包括ケアシステムを構成する6つの枠組みごとの機能・取組等の整備の時期については、次のように想定しています。

地域包括ケアシステムのあり方は、時代や社会状況の変化等によって、今後も必要に応じて検討・変更していく必要があります。ここで示す内容はあくまで現時点の想定です。

また、それぞれの機能・取組等について、次の表中で「整備時期」を示していますが、あくまで必要最低限の機能等の整備時期であり、整備後も適宜、強化・充実を検討していきます。

地域包括ケアシステムを構成する 機能・取組等	取組の地域単位			整備時期	
	圏域 (山城北圏域)	町全体 (日常生活圏域)	小地域 (自治会等)	～第9次 (整備済)	第10次 (R6～8)

①体制

地域包括ケアシステム構築に向けたマネジメント					
地域包括ケアシステムの主な対象者数(ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等)の把握と見込み		○		○	
地域包括ケアシステムのめざす将来像や方針、目標の設定		○		○	
地域包括ケアシステムのめざす将来像や方針、目標の住民周知		○		○	
地域包括ケアシステムの構築の進み具合を評価する組織・仕組みの構築		○			●
地域包括支援センターの強化					
地域包括支援センターの設置		○		○	
24時間365日相談を受ける体制の整備		○		○	
地域ケア会議の開催		○		○	
地域のインフォーマルなサービスも含め介護保険・保険外のサービスの把握・情報提供の実施		○		○	
困難ケースについて議論する場の設置		○		○	

地域包括ケアシステムを構成する 機能・取組等	取組の地域単位			整備時期	
	圏域 (山城北圏域)	町全体 (日常生活圏域)	小地域 (自治会等)	～第9次 (整備済)	第10次 (R6～8)

②介護予防

介護予防の推進					
一般高齢者を含めて利用できる介護予防の場・サービス(民間事業者によるサービスを含む)の整備		○		○	
一般高齢者を含めて利用できる住民主体の介護予防の場・サービスの整備		○			●
介護予防対象者を網羅的に把握するための取組		○		○	
運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・閉じこもりの予防・認知機能の低下抑制・うつ予防のすべてについての介護予防事業の実施		○		○	
健康づくりや介護予防に係るポイント制度(介護支援ボランティア制度等)の実施		○		○	
総合事業の実施状況の調査・分析・評価					●
有償ボランティアなどの社会参加活動				○	

③生活支援

多様な担い手による生活支援サービスの提供					
生活支援の体制整備を図るための生活支援コーディネーターの配置		○		○	
多様なサービス主体間の情報共有・連携強化の場として協議体の設置		○	○	○	
生活支援を担うボランティアの養成		○		○	
高齢者の移動支援(買い物、通院等)の取組(コミュニティバス、乗り合いタクシー等)		○		○	
ひとり暮らし高齢者の見守り・声かけ等の取組(民生委員・児童委員以外)		○	○	○	
認知症総合支援					
認知症初期集中支援チームの設置		○		○	
認知症地域支援推進員の設置		○		○	
認知症カフェの設置		○		○	
認知症サポーター養成講座の学校・企業等での実施		○		○	

地域包括ケアシステムを構成する 機能・取組等	取組の地域単位			整備時期	
	圏域 (山城北圏域)	町全体 (日常生活圏域)	小地域 (自治会等)	～第9次 (整備済)	第10次 (R6～8)

④住まい

高齢者の住まいの整備					
民間賃貸住宅への入居に関する高齢者への支援策	○	○		○	
高齢者向けの住宅相談の機会や窓口等の設置	○	○			●
高齢者等の安心な住まいに関する地域住民への啓発活動	○	○			●

⑤介護

介護サービスの充実強化					
地域密着型サービスの計画的整備		○		○	
中核的サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)の整備		○		○	
事業所の参入に対する独自支援策		○			●
介護人材の育成・確保に関する取組の実施	○			○	

⑥医療

医療・介護の連携強化					
医療・介護の関係者の参加によるネットワークの構築、情報共有を行う協議会等の設置	○			○	
在宅医療連携拠点の設置	○			○	
医療・介護の関係者、多職種による事例検討や合同研修の実施	○			○	
医療・介護の連携へのICTの活用	○				●
在宅医療(退院後の生活や在宅での看取りなど)に関する地域住民への啓発活動	○			○	
かかりつけ医機能の確保	○				●

4 施策の体系

本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標・施策目標と、これに基づく事業について、次に体系図として示します。

基本理念	基本施策	事業
ふれあいと支え合いで高齢者が幸せに暮らせる健やか長寿のまち・久御山	基本目標1 安心して暮らすための環境の整備	
	(1) 地域包括支援センターの機能強化	①地域包括支援センターの機能強化
	(2) より身近な地域における包括ケアと在宅医療・介護連携の推進	①より身近な地域における包括ケアの推進 ②在宅医療・介護連携の推進
	(3) 安全で安心な生活環境づくり	①生活環境・住まいの整備 ②高齢者の移動支援の充実 ③防災・防犯・交通安全対策の推進
	基本目標2 居場所づくりを通じた高齢者の活躍と介護予防の推進	
	(1) 高齢者の居場所の確保と活躍の推進	①地域活動への参加促進 ②雇用・就労支援の推進
	(2) 健康づくりと生活習慣病予防の推進	①健康づくりの推進 ②生活習慣病予防の推進
	(3) 総合的な自立支援・介護予防の推進	①一般介護予防事業の推進 ②介護予防・生活支援サービスの充実
	基本目標3 認知症対策の推進	
	(1) 認知症の発症予防・早期発見の体制整備	①認知症の発症予防・早期発見の体制整備
	(2) 認知症高齢者や家族への支援体制の整備	①認知症高齢者や家族への支援体制の整備
	(3) 認知症高齢者に対する介護サービスの充実	①認知症高齢者に対する介護サービスの充実
	基本目標4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進	
	(1) 高齢者虐待防止の推進	①高齢者虐待防止の推進
	(2) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進	①高齢者の人権尊重と権利擁護の推進
	基本目標5 介護サービス等の充実	
	(1) 介護サービスの充実	①介護サービスの充実
	(2) 自立生活へ向けた取組の推進	①自立生活へ向けた取組の推進
	(3) 介護者への支援体制の充実	①介護者への支援体制の充実
	(4) 介護保険事業の適正・円滑な推進	①介護支援専門員に対する指導及び支援の推進 ②介護給付の適正化の推進
③適正な要介護等認定の推進 ④低所得者に配慮した対応 ⑤介護保険制度の周知		

第4章 高齢者保健福祉施策の推進

I 安心して暮らすための環境の整備

目標指標	単位	実績		目標値		
		R4	R5	R6	R7	R8
地域ケア会議の開催件数割合 (会議の開催件数/受給者数)	%	0.5	0.8	1	1.2	1.4
地域ケア会議における個別事例の検討件数割合 (個別事例の検討件数/受給者数)	%	0.75	0.9	1.5	1.75	2
地域包括支援センター3職種1人当たり高齢者数	人	1,197	1,193	1,200 未滿	1,200 未滿	1,200 未滿

※R5値は実績見込み

(I) 地域包括支援センターの機能強化

①地域包括支援センターの機能強化

(i) 関係機関との連携強化 【福祉課】

取組内容	京都地域包括ケア推進機構をはじめ、医療・介護・福祉・保健等の関係機関と連携を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。
今後の方針	今後も継続して地域ケア会議を開催する等、連携の強化に努め、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。 また、ヤングケアラーも含めた家族介護者等の支援に向けて、障害・児童福祉といった他分野の関係機関との連携強化に取り組みます。

(ii) 職員体制の強化 【福祉課】

取組内容	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員などの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動が十分に行えるよう人員を確保し、職員体制の強化を図ります。 職員体制について、三職種（保健師（又は看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員）がそれぞれの職域において行うべき業務に取り組める体制をつくります。
今後の方針	これまでの流れを踏襲しながら、新しい地域福祉を住民とともに進めるために、アウトリーチ等によりニーズやサービスを発掘するとともに、ニーズに対応できる職員体制の強化に努めます。

(iii) 相談体制の充実 【福祉課】 <★重点>

取組内容	相談の総合窓口として、さまざまな生活課題のある高齢者に対する相談体制の充実を図ります。
今後の方針	引き続き、行政や地域、事業所、地域包括支援センターが連携し、住民の相談を受け、迅速な支援につなげることができるよう、体制を構築します。 特に、人が集まりやすい地域の施設等を活用した出張相談窓口の開設等、これまで以上に相談しやすい体制づくりに向けて、相談担当者の連携を目的とした会議などの実施を進め、相談支援の連携体制の確立について検討を行います。

(iv) 地域住民への周知 【福祉課】

取組内容	広報紙やパンフレットの配布、ホームページの活用、自治会等への説明、出前講座の活用など、あらゆる方法・機会を通じて地域包括支援センターの周知に努めます。
今後の方針	住民の理解と安心を広げるために広報活動は重要であることから、今後も町内会をはじめとした地域の協力も仰ぎながら、これまで以上に地域包括支援センターの広報・周知活動に力を入れていきます。 さらに、ホームページやSNS、スマートフォンの機能などの活用により、新たな情報提供の機会づくりと必要な方にしっかりと伝わる発信方法の検討に取り組みます。

【コラム】 久御山町地域包括支援センター

※町役場1階の福祉課内に窓口を設置しています。



地域包括支援センターではどんなしごとをしているの？



地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう要介護、要支援者のみならず、地域の高齢者や家族に対して総合的な相談、支援を行う機関です。この事業を推進するために、主任ケアマネや保健師、社会福祉士などを配置して、一体となって地域で暮らす高齢者を支援しています。

自立して生活できるように支援します

要介護認定において要支援1・2と判定された人のケアプランを作成したり、一人ひとりの状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします。

様々な相談やお悩みにお応えします

高齢者の健康や生活、介護などに関する悩みにお応えし、適切なサービスにつなぐなど総合的な相談支援を行います。

高齢者の権利を守ります

高齢者虐待の早期発見や対応、悪質な訪問販売による消費者被害の防止、成年後見制度等の利用支援を行います。



“あい”をつなぐプラットフォームで支えます

介護支援専門員(ケアマネジャー)や地域で支える介護・医療・福祉関係者など、様々な人と連携して高齢者が地域で安心して生活が送れるよう支援を行います。

(2) より身近な地域における包括ケアと在宅医療・介護連携の推進

①より身近な地域における包括ケアの推進

(i) 地域ケア会議・地域包括ケア推進会議の開催 【福祉課】 <★重点>

取組内容	多職種協働による地域ケア会議・地域包括ケア推進会議を開催し、個別事例の検討を通じて、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワーク推進に努めます。
今後の方針	個別事例の検討については地域ケア会議、地域における課題に対する取組などについては地域包括ケア推進会議を開催し、地域包括支援ネットワークの推進を図り、スムーズな課題解決ができるように努めます。

(ii) 絆見守りネットワーク事業の強化 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	企業や事業所、地域住民が主体となった地域での高齢者等の見守り活動に、防災・防犯等の視点を加えた絆見守りネットワークを拡大し、町や教育委員会、企業等町内のさまざまな見守り関係団体が情報共有と綿密な連携を図ることができる関係づくりを推進し、その取組を強化します。
今後の方針	相談窓口の担当部署や見守り事業所、住民などの連携により、ネットワーク体制のさらなる強化・拡大に努めます。

(iii) 企業や事業所による見守り活動の推進 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	企業の社会貢献活動として、高齢者等に対して「さりげない見守り」活動を行い、いつもと様子が違う場合は連絡するなどの活動を通じて企業と福祉のネットワークづくりを推進します。 また、多くの住民や事業所などに見守りのアンテナとなってもらえるように、啓発や研修の機会を提供します。
今後の方針	見守り協力事業所への訪問を密にすることで連携を一層深め、生活課題当事者の早期発見につながるよう、協力を仰ぎます。

(iv) サロン活動の支援と地域情報の共有 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

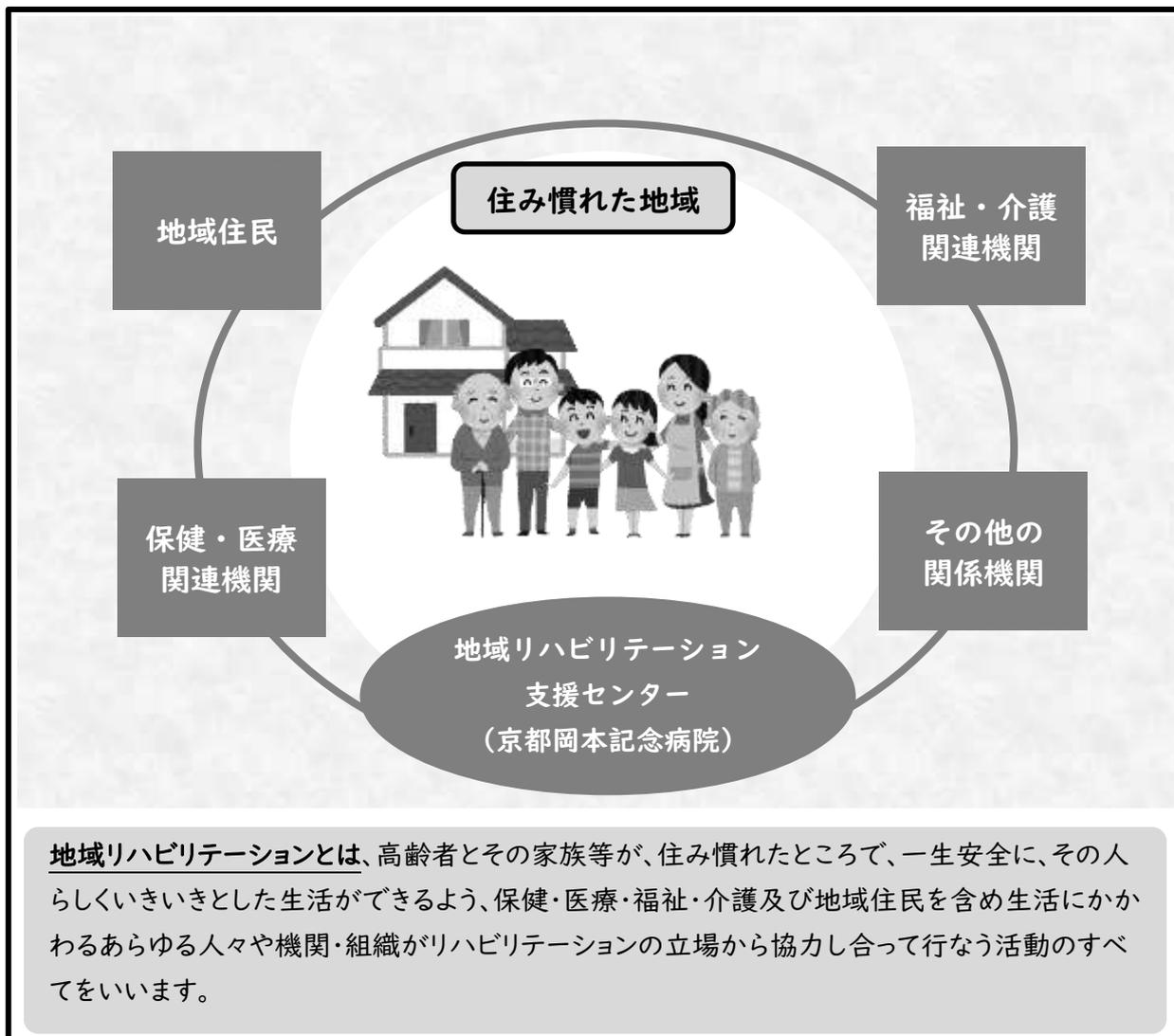
取組内容	地域住民の交流の場として、集会所等を利用した「ミニデイサービス(いきいきサロン)」や「ふれあいサロン」活動を支援し、地域の情報共有から課題解決につなげます。
今後の方針	高齢者サロンについて、既存のサロンの支援に加え、未実施の地域への働きかけや、住民主体の活動への移行などを推進します。

(v) 地域での福祉講座の開催 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	介護保険制度や認知症等に関し、町内介護・福祉事業所において研修を受け入れ、地域住民の知る機会を増やします。
今後の方針	今後も社会福祉協議会の枠組みに捉われず、地域全体の取組として進めます。

(vi) 地域リハビリテーション支援体制の構築 【福祉課】 <★新規>

取組内容	高齢者とその家族をはじめ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと生活するための、身近な相談機能も含めた地域リハビリテーション支援体制の構築に向けて、山城北圏域地域リハビリテーション支援センターである京都岡本記念病院をはじめ、住民も含めた多様な主体の協働による取組の検討を進めます。
------	---



②在宅医療・介護連携の推進

(i) 在宅医療・介護連携の推進 【福祉課】

取組内容	宇治久世医師会の協力のもと、在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、多職種協働による連携とともに、かかりつけ医機能の確保も含め、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。
今後の方針	在宅医療・介護連携コーディネーターが中心となり、在宅での看取りの希望の実現に向けた訪問看護サービスなどの居宅サービス等について検討するなど、引き続き、多職種協働による体制の構築と取組を進めます。

(ii) 在宅療養あんしん病院登録システムの周知 【福祉課】

取組内容	あらかじめ必要な情報を登録しておくことで、在宅での対応が困難になった時に、スムーズに病院を受診し、必要に応じて入院できる「在宅療養あんしん病院登録システム」の周知に努め、早めの対応により病状の悪化や身体の働きの低下をできるだけ防ぎ、在宅生活を続けることを支援します。
今後の方針	夜間・休日における患者病状急変時の対応システムであるものの、住民の認知度が低いことから、在宅療養あんしん病院登録システムの周知に努めます。

(iii) 「継続的なケア」の実現 【福祉課】 <★重点>

取組内容	町内の医療機関や介護福祉施設との連携強化を図り、急性期から回復期、生活維持期まで、必要なケアステージに合わせた一貫的なケアを受けることができる体制を構築することで、「継続的なケア」の実現をめざします。
今後の方針	医療・福祉機能を集積するメディケアゾーンの立地効果を高め、住み慣れた地域で安心して暮らしていく体制を構築します。

(3) 安全で安心な生活環境づくり

①生活環境・住まいの整備

(i) 福祉のまちづくりの推進 【企画財政課・建設課・福祉課】

取組内容	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「京都府福祉のまちづくり条例」等の普及と、公共施設等のユニバーサルデザイン化の検討及び推進に努めます。
今後の方針	関係課等と連携し、バリアフリーの取組をさらに進め、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインについての考え方の普及に努めるとともに、利用者ニーズや施設状況を踏まえ、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

(ii) 快適な道路空間の維持管理 【建設課】

取組内容	交差点部分の段差解消、勾配の緩和や視覚障害者誘導ブロックの設置などの整備を進めるとともに、地域住民と協働で不法投棄や違法駐車などの排除などに努め、すべての人が安全・快適に通行できるような道路空間の維持管理に努めます。
今後の方針	歩道の段差の解消や、道路パトロールを通じた不法投棄や迷惑駐車対策の実施など、引き続き、高齢者を含むすべての人が安全・快適に通行できるような道路空間の維持管理に努めます。

(iii) 公営住宅における高齢者向け住宅の確保 【福祉課】

取組内容	府営住宅や公的住宅における高齢者向け住宅の確保に向け、働きかけを行います。
今後の方針	引き続き、府営住宅における高齢者向け優先申し込みの窓口として業務を行うとともに、独立行政法人都市再生機構へも高齢者の住宅の確保に向けた働きかけを進めます。

(iv) 高齢者住宅改造助成事業の実施 【福祉課】

取組内容	高齢者が在宅での日常生活を維持するため、住宅改修に要する経費の一部を助成することにより、日常生活を支援します。
今後の方針	引き続き、高齢者の日常生活を支援するため、生活支援高齢者の住宅改修に対して一部助成を実施します。

(v) 養護老人ホーム入所措置事業の実施 【福祉課】

取組内容	身体的・精神的理由や経済的理由により、安定した生活を送ることが困難な高齢者を対象に、養護老人ホームへの入所措置を行います。
今後の方針	引き続き、高齢者が安定した生活を送ることができるよう入所措置事業を実施します。

②高齢者の移動支援の充実

(i) 利用しやすい移動手段の確保 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	高齢者が行動圏を広げられるよう、低床バスやリフト付きタクシーの普及を要請し、利用しやすい公共交通の充実に努めるとともに、社会福祉協議会にて「ささえ愛サービス」を実施し、移動手段の確保に努めます。 また、自由に買い物に行けない高齢者を対象として「買い物送迎サービス」を実施します。
今後の方針	今後も継続した実施と状況に応じたサービスの拡充を検討します。 特に、買い物送迎サービスについては運転者をボランティアから臨時職員扱い等へ変更することで、運転者の負担感を解消し、運行回数の増加につなげます。

(ii) のってこ優タクシーの周知・利用促進 【福祉課】

取組内容	路線バスへの乗車が困難な、交通弱者を対象に、のってこタクシー制度を活用した、「のってこ優タクシー」の運行を実施します。 要介護認定者、65 歳以上の移動困難高齢者等を対象に優タクシーの登録を行っています。
今後の方針	今後も、広報等で幅広く周知し、利用促進に努めます。

(iii) 運転免許証自主返納支援事業 【建設課】

取組内容	高齢者等による交通事故を減少させるため、高齢者等の運転免許証の自主返納を支援(3,000 円分のICOCA又はのってこタクシー回数券を進呈)します。
今後の方針	今後も継続して事業を実施します。

(iv) 外出支援サービス事業の実施 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	歩行が困難な高齢者や障害者に対し、福祉車両による移送サービスを提供することで、福祉サービスの利用促進や家族などの負担軽減を図ります。
今後の方針	利用ニーズの動向を注視するとともに、サービス提供主体や提供体制の最適化の検討を進めます。

③防災・防犯・交通安全対策の推進

(i) 防災対策・安全対策の充実 【総務課・消防本部】 <★重点>

取組内容	高齢者世帯への防火訪問などにより、出火防止や避難方法などについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置、防災製品の使用について普及・啓発します。 また、防災知識の普及を目的とした防災訓練や出前講座の開催、避難場所などの周知に努めます。
今後の方針	高齢者世帯への防火訪問を行い、日常の防火意識の向上を図るとともに、防災訓練の実施や出前講座の開催によって住民の防災への関心、意識の向上を図ります。

(ii) シルバーライフライン等の充実 【総務課・福祉課】

取組内容	急病や火災などの緊急事態発生時に、受信センターを通じ消防署に通報するシルバーホンの設置や家具転倒防止器具設置事業を推進します。
今後の方針	引き続き、緊急事態発生に 24 時間対応できるシルバーホンや家具転倒防止器具設置事業を推進します。

(iii) 地域防災力の向上 【総務課】

取組内容	自主防災リーダー研修会の開催等により自主防災組織の育成と組織の強化・充実を推進するとともに、地域住民や自主防災組織などで高齢者の安否を確認するネットワークづくりを進めます。
今後の方針	地域の自主防災組織の防災力向上のため、引き続き、自主防災リーダー研修会を開催するとともに、防災備品購入等補助などの支援を行います。

(iv) 大規模災害発生時の対応 【総務課・福祉課】

取組内容	大規模災害発生時に迅速な対応ができるよう、平時から防災関係機関（福祉避難所含む）との連絡体制や顔の見える関係づくりに努めるとともに、住民に避難情報等の防災情報を迅速かつ正確に伝達するため、同報系防災行政無線や登録型戸別受信システムを運用します。 また、1人で避難することが困難な要支援者の名簿を作成するとともに、災害時に活用できるように関係機関による情報共有を行います。
今後の方針	引き続き、関係機関との連携に努めるとともに、防災情報の迅速な伝達のために無線等の各種システムを運用します。また要支援者名簿についても、災害時に活用できるように、今後も関係機関と情報共有を行い適切な運用に努めます。

(v) 災害ボランティアセンター運営事業 【久御山町社会福祉協議会】

取組内容	災害時に地域の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、ボランティアを希望する個人や団体の受け入れ調整、支援が必要な人とのマッチングを行います。
今後の方針	今後も防災訓練を積極的に実施し、日々情報収集を行いながら、必要な要素を取り入れて防災体制を充実させていきます。

(vi) 感染症や災害発生時の介護サービス提供体制の構築 【福祉課】 <★新規>

取組内容	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、介護サービス事業者の業務継続に向けた計画策定や研修・訓練の実施について支援の在り方を検討するとともに、高齢者施設をはじめ、関係機関との連携を強化します。
------	---

(vii) 安心できる生活の支援 【産業・環境政策課】

取組内容	高齢者を狙った悪質商法などによる消費者被害に遭わないよう、広報紙や講座などで呼びかけるとともに、今日的な消費者トラブルの情報を提供します。 また、振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪等に関する相談体制の充実に努めます。
今後の方針	引き続き、消費者トラブルに関する情報提供を行うとともに、宇治田原町・井手町との広域連携協定に基づく消費生活相談の実施を含め、相談体制の充実に努めます。

(viii) 交通安全の啓発 【建設課】

取組内容	警察や交通安全対策協議会、シニアクラブ連合会などと連携して、高齢者を対象とした交通安全教室を開催するなど、交通安全への意識啓発に努めます。
今後の方針	引き続き、さまざまな機会を通じた交通安全への意識啓発に努めます。

2 居場所づくりを通じた高齢者の活躍と介護予防の推進

目標指標	単位	実績		目標値		
		R4	R5	R6	R7	R8
通いの場(=介護予防運動教室)に参加する高齢者の割合	%	9.8	10	10.5	11	11.5
高齢者の就労的活動(シルバー人材センター会員登録者数)の伸び率	%	104	103	103	103	103
町公式ウォーキングアプリ登録高齢者数	人	244	300	360	420	480

※R5値は実績見込み

(1) 高齢者の居場所の確保と活躍の推進

①地域活動への参加促進

(i) 生涯スポーツの推進 【生涯学習応援課】

取組内容	それぞれのライフステージに応じた生きがいづくりや健康増進のため、スポーツ協会等と連携を図りながら生涯スポーツを推進します。
今後の方針	スポーツに親しむ日(年2回)、くみやまマラソン等の実施により、引き続き、生涯スポーツの推進を図ります。

(ii) グループ・サークル活動等の促進 【生涯学習応援課】

取組内容	高齢者の居場所として自主的な学習活動を支援するとともに、交流・文化活動の活性化のため、グループ・サークル活動等を促進します。 また、その活動等がより充実したものとなるよう成果を発表する機会の創出に努めます。
今後の方針	久御山町文化サークル連絡協議会への加入募集及び推進や町民文化祭の開催等により、引き続き、町内のグループ・サークル活動等を促進します。

(iii) 生きがいづくり活動の支援 【福祉課】

取組内容	高齢者同士の交流や個人の趣味などを高める機会を増やし、居場所を確保するとともに、各種サークル・同好会などの社会参加を進める場の提供に努め、活躍の場を推進します。
今後の方針	引き続き、高齢者が社会参加を進める場の提供に努めます。

(iv) 学校・地域等における世代間交流の促進 【学校教育課】

取組内容	多様で豊かな経験や培われた技能を持つ高齢者を、社会人講師として学校等に招き、子どもたちの創造力などの育成を図るとともに、福祉ボランティア教育の推進に努めます。 また、こども園、小学校や地域の行事などへ高齢者を招待し、世代間交流を促進します。
今後の方針	引き続き、高齢者による小学校での昔遊び体験やクラブ活動支援、中学校特別支援学級での紙芝居や読み聞かせ等、世代間交流の促進を図ります。

(v) 高齢者の集いの場への支援 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	地域の高齢者などを対象として、集会所に限らず自由に場所や内容を設定し、誰もが気軽に集え、定期的に開催する「誰でもサロン」活動を支援し、集いの場や居場所が増えるよう取組を進めます。
今後の方針	地縁関係とは異なる居場所づくりの取組として、自由度の高いサロン活動となる「誰でもサロン」について、今後も啓発や活動場所や活動経費の確保等の支援に力を入れていきます。

(vi) ボランティア活動の推進 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	高齢者が単に支えられる立場になるのではなく、知識や経験を生かして可能な限り社会に貢献する活動を行うことができるよう、社会福祉協議会が設置するボランティアバンクを活用し、啓発、情報提供を行うとともに、町内の企業等との連携による活動の機会づくりに取り組みます。
今後の方針	地域福祉推進の力となるボランティアの啓発については、今後も力を入れる必要があることから、社会福祉協議会の情報紙だけでなく、町の広報紙やさまざまな機会を活用し、ボランティアグループ等の情報発信や意識啓発の機会を増やしていきます。 また、町内の企業等と連携し、認知症カフェ等の集い・通いの場や通所介護等の介護サービスの利用時においても、有償ボランティアとして参加者や利用者が活動できる機会・仕組みづくりを進めます。

(vii) シニアクラブ連合会の運営支援 【福祉課】

取組内容	高齢者のニーズに合わせた生きがいと健康づくりのため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である、シニアクラブ連合会の運営を支援します。
今後の方針	引き続き、高齢者の生きがいと健康づくりの活動をするシニアクラブ連合会に対し、補助金の交付等の運営支援を行います。

(viii) シニアクラブ連合会の運営支援 【福祉課】

取組内容	高齢者のニーズに合わせた生きがいと健康づくりのため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である、シニアクラブ連合会の運営を支援します。
今後の方針	引き続き、高齢者の生きがいと健康づくりの活動をするシニアクラブ連合会に対し、補助金の交付等の運営支援を行います。

②雇用・就労支援の推進

(i) シルバー人材センターの運営支援 【福祉課】

取組内容	高齢者の多様な就労ニーズに対応し、働くことを通じて社会参加や生きがいづくりにつなげるために活動するシルバー人材センターの運営を支援します。
今後の方針	引き続き、高齢者の多様な就労ニーズに対応できるシルバー人材センターの運営補助等の支援を行います。

(ii) 高齢者の雇用促進 【産業・環境政策課】

取組内容	働く意欲のある高齢者が、企業等において就労することができるよう、関係機関と連携を図り、情報提供に努めます。
今後の方針	ハローワークからの情報収集に努めるとともに、会社説明会の実施について、引き続き、取り組めます。

(iii) 就労に関する機関等との連携 【産業・環境政策課】

取組内容	就労に関する情報提供や相談を充実するよう、ハローワーク等の専門機関と連携を図ります。
今後の方針	引き続き、就労に関する情報提供の充実、ハローワークとの連携を図ります。 また、介護離職防止の観点から、職場環境の改善に関する普及啓発等の取組について、検討を進めます。

(2) 健康づくりと生活習慣病予防の推進

①健康づくりの推進

(i) 各種教室を通じた取組の推進 【国保健康課】

取組内容	健康教室やミニデイサービス等での健康教育を通じて、栄養・食生活、身体活動・運動など健康増進に関する知識の普及等に取り組めます。
今後の方針	保健師がミニデイサービス会場に出向き、高齢者向けの健康教育を実施するなど、健康増進に関する知識の普及等に取り組むとともに、介護予防事業と連携した高齢者の健康支援を実施します。

(ii) 歩くまちくみやまの推進 【国保健康課・生涯学習応援課】 <★重点>

取組内容	全世代・全員活躍のもと、町全域に「歩く文化」を定着させ、あらゆる人のライフスタイルにあった「歩く」を通じたまちづくりを進める中で、健康増進や介護予防に住民が自ら取り組み、健康寿命の延伸等につなげていきます。
今後の方針	町が主催する事業だけでなく、住民参加型協議会や歩く拠点認定企業等、ウォーキングインストラクター、げんきサポーター等と連携し、歩く効果の発信や「歩く」ことがライフスタイルにつながる仕掛けづくりを図ります。

(iii) 健康づくり活動への支援 【国保健康課】

取組内容	住民の健康づくりに資するため活動している自主グループを支援します。
今後の方針	ゆる体操クラブの活動については、住民の健康づくりへの支援につながることから、支援方法を検討しながら活動を支援します。

(iv) 歯周疾患予防の推進 【国保健康課】

取組内容	生涯自分の歯で食事を摂ることができるよう、歯の喪失原因となる歯周疾患の早期発見・予防を図るため、成人歯科健診を実施します。
今後の方針	歯周疾患の予防・早期発見を図るため、歯科健診の受診勧奨を行うとともに、歯周病予防の必要性や方法などの知識の普及に努めます。

(v) たばこの害についての啓発 【国保健康課】

取組内容	主な原因が喫煙であるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)についての理解や予防方法などを周知するとともに、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響などの情報を提供します。
今後の方針	肺がん検診チラシに禁煙啓発文を掲載し、肺がん検診受診者へ配布するなど、今後も、がん検診時や健康教育などの機会を通じて、たばこが与える害についての情報提供に努めます。

(vi) 食生活改善推進員の養成・育成 【国保健康課】

取組内容	地域において食生活の改善や食育を推進していく上で大きな役割を担う、食生活改善推進員の養成・育成を行うとともに、食生活の改善を中心とする地域での健康づくり活動を支援します。
今後の方針	3年に1度、食生活改善推進員養成講座を実施し、養成講座修了後は、食生活改善推進員として、地域の食生活改善を中心とする健康づくり活動に資する人材を育成します。

(vii) 食に関する取組と情報提供 【国保健康課】

取組内容	健康教育や健康相談、ホームページ等により、食に関するさまざまな情報を効果的に発信します。
今後の方針	生涯を通じて望ましい食事ができるよう食に関する啓発を推進します。

(viii) 食を通じた交流の場の提供 【国保健康課】

取組内容	長寿食教室やひとり暮らし高齢者料理教室などを実施し、人と一緒に料理を作り、一緒に食べる場を提供します。
今後の方針	生涯を健康でいきいきと過ごすため、長寿食教室とひとり暮らし高齢者料理教室を開催し、自分の身体に合った食事と、「共食」の楽しさを提供します。

②生活習慣病予防の推進

(i) 健康教育・相談の実施 【国保健康課】

取組内容	生活習慣病の予防等に関する正しい知識の普及に努め、健康の保持・増進を図るとともに、個別の健康相談に応じ、必要な助言や指導等を行います。
今後の方針	健康教育・相談のさらなる充実を図るため、高齢者の介護予防の一体的実施と連動しながら健康教室を継続して実施します。

(ii) 健康手帳の交付 【国保健康課】

取組内容	健康診査の結果等を記録することで、自ら継続的な健康管理ができるよう、希望者に健康手帳を交付します。
今後の方針	希望者への健康手帳の交付に加え、マイナポータルの活用も鑑みつつ、引き続き、住民自らの健康管理を支援します。

(iii) 訪問指導の実施 【国保健康課】

取組内容	特定健康診査等の結果、保健指導が必要であると認められる人やその家族を保健師や管理栄養士が訪問し、必要に応じた指導及び助言を行います。
今後の方針	保健師・管理栄養士による個別的指導は有効的な手段であるため、特定健康診査の保健指導対象者や健康上の保健指導が必要な人に対する訪問指導等に引き続き取り組めます。

(iv) 各種健（検）診の実施 【国保健康課】

取組内容	身体の状態を定期的にチェックできるよう、特定健康診査や各種がん検診等を実施するとともに、さまざまな機会を通じて効果的に受診を勧奨します。
今後の方針	受診率を向上させるため、個別受診勧奨通知の送付や、一部のがん検診に対する無料クーポン券の配付など、引き続き、効果的な受診勧奨に努めます。

(3) 総合的な自立支援・介護予防の推進

① 一般介護予防事業の推進

(i) 介護予防教室の実施 【福祉課】

取組内容	介護予防拠点施設であるいきいきホールを中心に、より充実した運動教室や筋力トレーニングのメニューを検討し、多くの高齢者が利用できるよう他の公共施設や集会所等に出向いた介護予防教室を実施します。
今後の方針	いきいきホール等で実施する筋力トレーニングや各種運動教室の効果を検証し、その結果を広く周知することで、利用者の増加や意識の高揚を図り、より効果的な介護予防・重度化防止の推進を図ります。

【コラム】 健康センターいきいきホール



※いきいきホール（外観）

介護予防の拠点となる施設として、各種トレーニングマシン・バイクその他健康器具を用意しています。
町内の40歳以上の方ならいつでも利用いただけますので、健康の維持と増進にお役立てください。

【利用料金】

◇40～59歳：1回 200円

◇60歳以上：1回 100円

※トレーニングルームの使用及び介護予防教室参加料



※トレーニングルーム

(ii) 通所型介護予防事業の実施 【福祉課】

取組内容	介護予防事業対象者等が要支援・要介護状態になることを予防するために、地域の集会所などにおいて、運動機能の向上を中心とする介護予防プログラムを実施します。
今後の方針	今後は介護予防運動教室を短期集中型の運動機能改善に特化した内容とすることで、要支援等の高齢者の機能改善につなげるとともに、全地域で実施できるよう引き続き周知・啓発に努めます。

(iii) 保健事業と介護予防の一体的な実施 【福祉課・国保健康課】 <★重点>

取組内容	生活習慣病等の重症化予防対象者の介護予防運動教室への参加を促し、医療専門職が継続的な健康相談を実施します。 介護予防運動教室に、後期高齢者健診や国保データベースシステムから抽出されたハイリスク群、予備群などの対象者の参加を促し、介護予防を図りながら生活習慣などの改善に努めます。
今後の方針	実施計画に基づき、京都府後期高齢者広域連合と連携しながら事業に取り組みます。

②介護予防・生活支援サービスの充実

(i) 訪問・通所型サービスの提供 【福祉課】

取組内容	要支援者等に対し、掃除・洗濯などの訪問型支援サービスや、機能訓練や集いの場などの通所型支援サービスを提供します。
今後の方針	引き続き総合事業として提供するとともに、中長期的な介護予防を見据えた普及、医療・介護専門職の関与等も含めた充実化に取り組みます。 また、今後は、緩和型サービスや住民主体サービスなどについて検討を進めます。

(ii) 生活支援コーディネーターの配置 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	生活支援コーディネーターを配置することで、地域の課題やニーズを把握し、住民をはじめ多様な主体との情報共有、連携、ネットワークを構築する地域づくりに取り組みます。
今後の方針	今後も企業を含めた地域住民との連携を強化し、高齢者やその家族が暮らしやすい環境づくりを進めます。

(iii) 生活支援サービスの実施・充実 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	生活支援が必要な高齢者に対し、ホームヘルプサービス事業やデイサービス事業などを実施します。 また、住民参加型在宅福祉サービス事業「ささえ愛サービス」をはじめ、久御山町社会福祉協議会やシルバー人材センターが実施するさまざまなサービスを活用し、高齢者の生活支援を図ります。
今後の方針	地域づくりを住民が主体的に行う氣勢を醸成し、住民視点での活動を生み出すことで、本質的に必要なサービス提供を行えるようにするため、住民へ生活支援サービスに関する正しい情報提供を行い、理解を深めます。

【参考】久御山町の地域資源（保険外サービス）

区分	社会福祉協議会	介護事業所	シルバー人材センター	生活協同組合	地縁団体等
日常的な家事	・ささえ愛サービス ・ボランティア給食		・ワンコイン事業	・くらしの助けあいの会	
安心	・絆ネットワーク事業 ・福祉サービス利用援助事業 ・傾聴サロン（傾聴ボランティア） ・終い支度セミナー ・笑顔で食べるシニアクッキング			・くらしの助けあいの会	・シニアクラブ活動 ・自治会活動
外出	・ささえ愛サービス ・買い物送迎サービス ・車いす貸し出し		・ワンコイン事業		
交流	・いきいきサロン ・ふれあいサロン ・誰でもサロン ・啓発型認知症カフェ（おこしやすこもれびプラザ） ・当事者型認知症カフェ（ほほえみプラザ） ・高齢者世帯交流会 ・ひとり暮らしの社会見学 ・ひとり暮らし老人の会「きらく会」	・リエゾンカフェ ・家族介護教室			・シニアクラブ活動 ・自治会活動
非日常的な家事	・ささえ愛サービス		・ワンコイン事業		
ちょっとしたこと			・ワンコイン事業		

3 認知症対策の推進

目標指標	単位	実績		目標値		
		R4	R5	R6	R7	R8
認知症サポーター養成講座受講者数	人	156	150	160	160	160
認知症高齢者事前登録者数	人	18	19	20	22	24

※R5値は実績見込み

(1) 認知症の発症予防・早期発見の体制整備

① 認知症の発症予防・早期発見の体制整備

(i) 認知症に関する啓発活動の推進 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	認知症バリアフリー社会の実現に向けて、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族をあたたく見守るための役割を担う「認知症サポーター」の養成や、養成講座において講師を務める「認知症キャラバンメイト」の派遣を実施します。
今後の方針	認知症の当事者の方から話を聞くなど、認知症に関してさらに理解を深めるための取組を行います。また、近隣自治体の「認知症サポーター」の連携によるチームオレンジ設置に向けて、勉強会を充実させていきます。

(ii) 認知症カフェの開催 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	認知症カフェの開催にあたっては、当事者型と啓発型に分けて実施します。
今後の方針	啓発型については、ボランティアサークルなどの経験や知識等を活かした事業として実施し、さらに充実を図っていきます。

(iii) 認知症の発症予防と早期発見 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】 <★重点>

取組内容	認知症に関する正しい知識や効果的な予防をするための講習会を開催し、発症予防に努めるとともに、認知症が疑われる症状が発症した場合に、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受けることができるのかを、あらかじめ示した認知症ケアパスの普及を促進することで、早期発見につなげます。
今後の方針	今後は、認知症専門医による教室などを開催するとともに、認知症ケアパスの活用・普及に努め、より一層、認知症予防等に関する啓発に努めます。 また、認知機能低下のセルフチェックに向けたスマートフォンアプリの活用により、早期発見につなげます。

(iv) 認知症の早期対応 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】 <★重点>

取組内容	認知症の人やその家族等を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームを中心に、早期の対応・支援に努めます。
今後の方針	認知症初期集中支援チームの活動の意義について、地域の医師と共有するなど、早期対応に向けた地域のネットワーク強化を推進します。

(2) 認知症高齢者や家族への支援体制の整備

① 認知症高齢者や家族への支援体制の整備

(i) 認知症高齢者への支援体制の構築 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制を構築するため、京都府が実施する「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の受講を促進します。 また、認知症高齢者への効果的な支援を行い、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター（認知症地域支援推進員）を配置します。
今後の方針	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携に向けたコーディネート役割を担う認知症地域支援推進員について、初期集中支援チームと一緒に活動できるように、その役割と位置づけを明確化します。

(ii) 徘徊模擬訓練の実施 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	スマートフォンアプリ「みまもりあい」を活用し、認知症の方を含めた広い意味での声かけ・搜索訓練を、若い世代や企業と連携して実施します。
今後の方針	声かけ・搜索訓練を、町内企業、学校と連携して実施し、アプリの活用などの広報にも取り組みます。

(iii) 相談・支援体制の充実 【福祉課】

取組内容	相談・支援体制の充実に向けたプラットフォーム方式の運用と活用を行う中で、初期集中支援チームとも連携を図りながら進めていきます。
今後の方針	引き続き、地域包括支援センターと連携する現体制を維持しながら、相談・支援体制の充実に努めます。

(iv) 権利擁護の推進 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	判断能力が不十分な認知症高齢者等へ、必要かつ適切な福祉サービスの利用や日常生活の支援などを行う福祉サービス利用援助事業の周知を図り、利用を促進します。
今後の方針	福祉サービス利用援助事業と関わりの深い成年後見制度との連携や、担当職員等の質の向上に取り組みます。

(v) 家族に対する支援 【福祉課】

取組内容	介護者自身が心身の健康を保持することができるよう、家族介護者交流事業を実施し、介護者の負担軽減に努めます。 また、見守りQRシールを活用した連絡体制を整備することで、在宅で徘徊行動のある認知症高齢者を介護している家族等の支援を実施します。
今後の方針	認知症カフェの当事者型として、参加者の想いに寄り添い、有償ボランティア等の参加者が役割を持って参加できる仕組みの検討など、やりたいことを実現できる場として参加者主体の開催を進めます。今後も認知症カフェ開催時に認知症専門看護師による相談受付等の事業を継続して実施し、認知症への対応に不安を持つ家族に対し、支援を進めます。

(3) 認知症高齢者に対する介護サービスの充実

① 認知症高齢者に対する介護サービスの充実

(i) 介護サービスの普及・啓発 【福祉課】 <★重点>

取組内容	認知症対応型共同生活介護や認知症対応型通所介護などの専門的なサービスについて、一層の普及・啓発に努めます。
今後の方針	住民のニーズを踏まえ、今後の整備計画を検討するとともに、サービスの普及・啓発を実施します。

(ii) 認知症ケアの質的向上 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	地域包括支援センター職員や介護支援専門員を対象とする研修を行い、ケアマネジメントの質の向上に努めるとともに、介護職員や訪問介護員などに対し、介護技術向上に関する研修への積極的な参加を促進します。
今後の方針	引き続き、介護支援専門員等の認知症ケアの質的向上をめざし、認知症介護基礎研修等への積極的な参加を促すとともに、地域包括支援センターにおいても、必要に応じて町内の介護支援事業所への情報提供を行っていきます。

(iii) 認知症対応型グループホームの整備の推進 【福祉課】

取組内容	本町の認知症対応型グループホームは、現在1箇所(9床)のみであり、今後認知症高齢者のさらなる増加が想定されることを踏まえ、サービス提供体制の充実をめざし、整備を推進します。
今後の方針	事業所への聞き取り等により、認知症対応型グループホームの待機者等の動向を把握し、応募につなげる。

4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

目標指標	単位	実績		目標値		
		R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度の申立件数	件	1	1	2	2	2

※R5値は実績見込み

(1) 高齢者虐待防止の推進

① 高齢者虐待防止の推進

(i) 高齢者虐待防止のための啓発活動 【福祉課】

取組内容	高齢者虐待に対する住民意識を高めることが高齢者虐待の防止・早期発見につながるため、講演会を開催するなどして一層の普及・啓発に努めます。
今後の方針	高齢者虐待防止のための啓発活動については、現状では実施できていないため、今後は広報紙への掲載などによる周知に努めます。

(ii) 高齢者虐待防止ネットワークの整備 【福祉課】

取組内容	養護者や介護施設従事者等による高齢者への虐待を防止するとともに、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護などを行うため、高齢者虐待防止マニュアルを作成し、虐待発生時の対応に取り組むとともに、関係機関との連携強化や必要なネットワーク体制を整備します。
今後の方針	ネグレクトも含めた虐待発生時において、関係機関との連携を迅速に行うための対応等を示すマニュアルの作成やネットワーク体制の整備を進めます。

(2) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

① 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

(i) 人権擁護相談事業の実施 【住民課】

取組内容	差別やいじめなど人権侵害に対応するため、人権擁護委員による相談を行います。
今後の方針	人権擁護に関する相談窓口の開設は必要であり、引き続き、事業を実施します。

(ii) 地域包括支援センターによる権利擁護の推進 【福祉課】

取組内容	問題解決が困難な状況にある高齢者等が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、地域包括支援センターで住民からの相談に対応する等の支援を行います。
今後の方針	今後も、高齢者が安心して暮らすためのさまざまな権利を守るため、取組を推進します。

(iii) 福祉サービス利用援助事業の実施 【福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	判断能力に不安を抱える高齢者に対し、専門員・生活支援員による福祉サービスの利用援助や金銭管理、書類管理などを行う福祉サービス利用援助事業を通じて支援をします。
今後の方針	相談及び利用希望者数が増加しているため、生活支援員の増員について検討し、引き続き、事業を推進します。

(iv) 成年後見制度の申立等の支援 【福祉課】

取組内容	判断能力が十分でない高齢者等が成年後見制度を活用できるよう、制度の周知や紹介、申立の支援を行います。 また、制度の理解を深め、利用を促進するため、啓発講座の開催や相談窓口の充実を図ります。
今後の方針	今後も、利用者の増加が見込まれるため、申立の支援に加え、周知や利用促進について取組を進めます。

5 介護サービス等の充実

目標指標	単位	実績		目標値		
		R4	R5	R6	R7	R8
訪問リハビリテーションの利用率 (※要介護認定者における)	%	3.94	4.73	5	5	5
通所リハビリテーションの利用率 (※要介護認定者における)	%	5.52	5.99	6	6	6
介護給付適正化事業におけるケアプラン点検数	件	66	62	60	60	60

※R5値は実績見込み

(1) 介護サービスの充実

① 介護サービスの充実

(i) 介護サービスの充実 【福祉課】

取組内容	住民ニーズの変化を注視し、今後必要なサービスについて検討を進めます。
今後の方針	施設介護サービスや在宅介護サービスについて、住民ニーズを注視し、今後必要なサービスについて検討を進めます。

(ii) 事業者への立入調査権の効果的な行使 【福祉課】

取組内容	介護サービス事業者に対して、実地指導や個別指導などを行うとともに、事業者への指導強化を図ります。
今後の方針	介護保険者として、指定期間(6年間)中に実地指導を行うとともに、必要に応じて個別指導を行います。

(iii) 介護サービス事業者への指導・監督 【福祉課】

取組内容	より質の高いサービスが提供されるよう、介護サービス事業者に対し、指定基準・運営基準などの遵守を徹底するとともに、京都府との連携のもと、指導・監督を行います。
今後の方針	引き続き、介護サービス事業者へ効果的な指導・監督ができるよう努めます。

(iv) 地域密着型サービスの運営状況の把握や指導・助言 【福祉課】

取組内容	サービス事業所の運営状況の把握を行うとともに、サービス内容に関する自己評価結果や外部機関による評価結果を活用し、指導・助言を行います。
今後の方針	引き続き、指導監査等による運営状況の把握を行い、計画的な指導・助言に努めます。

(v) 介護事業所等の連携・支援の充実 【福祉課】

取組内容	介護現場における課題を多角的な視点で解決するため、町内の介護事業所職員・ケアマネジャー等が一堂に会し、学び合い、意見を交換し合う場を設けます。 また、介護事業所等の人材の確保のため、京都府等との連携や支援策の検討を進めていきます。
今後の方針	引き続き、町内の介護事業所職員・ケアマネジャー等が意見交換をできる場を提供し、人材確保のための支援策等を検討していきます。

(vi) 介護サポーターの派遣 【福祉課】

取組内容	介護サービスの質の向上を図るとともに、サービス利用者とサービス事業者との信頼関係を築くため、介護サポーターを派遣します。
今後の方針	事業所に介護サポーターを派遣し、介護サービスの質の向上に努めます。今後も増員に努め、広報等で募集をしていきます。

(vii) 介護人材の確保・定着に向けた支援 【福祉課】 <★新規>

取組内容	必要な介護サービスの提供体制の確保に向けて、共生型サービスの活用や外国人人材の活用等も含めた人材確保の手法について、事業所等の実情も踏まえながら検討を進めます。 また、事業所の生産性向上に向けた文書負担の軽減等に関する支援や、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた支援に関する取組について検討し、介護人材の定着につなげます。
------	--

(2) 自立生活への支援と地域共生社会に向けた取組の推進

① 自立生活へ向けた取組の推進

(i) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業の実施 【福祉課】

取組内容	健康保持・増進のため、保険診療の適用されない、はり・きゅうやマッサージにかかる施術費の一部を助成します。
今後の方針	福祉タクシー券申請書送付時に施術費助成券申請書を同封するなど、申請方法の利便性の向上を図り、引き続き、高齢者の健康保持・増進のための施術費の一部助成を実施します。

(ii) 福祉サービス診断書料助成事業の実施 【福祉課】

取組内容	各種の福祉サービスを受ける際に必要な医師の診断書取得にかかる費用負担を軽減するため、費用の一部を助成します。
今後の方針	今後も、福祉サービス利用時に必要となる診断書取得に係る診断書料に対し、助成を行います。

(iii) 緊急時在宅高齢者あんしん事業の実施 【福祉課】

取組内容	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時の連絡手段を確保するとともに、その不安を解消するためシルバーホンを設置します。
今後の方針	令和4年度末のシルバーホン設置者数は149人であり、引き続き、新規設置の推進に向けて取り組みます。また、携帯電話のみ利用されている世帯でもシルバーホンが設置できるよう、モバイル型の導入を進めます。

(iv) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施 【福祉課】

取組内容	寝具の衛生的な管理が困難な高齢者に対し、寝具の洗濯・乾燥・消毒のサービスを実施します。
今後の方針	引き続き、寝具の洗濯・乾燥・消毒のサービスを実施します。

(3) 介護者への支援体制の充実

①介護者への支援体制の充実

(i) 家族介護者交流事業の実施 【福祉課】

取組内容	寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している家族を対象に、日常の介護体験などを話し合う機会や介護に関する学習及び社会見学の機会を設けるなど、心身のリフレッシュを図るため、家族介護者交流事業を実施します。
今後の方針	介護サービス事業者にチラシの配布を依頼するなど周知に努め、より多くの参加者確保に努めます。

(ii) 家族向けの介護教室の実施 【福祉課】 <★新規>

取組内容	寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している家族を対象とした、介護教室の実施について、検討します。特に認知症の高齢者の介護者等が参加しやすいように、訪問型の介護教室の実施についても検討します。
------	--

(iii) 在宅高齢者おむつ等支給事業の実施 【福祉課】

取組内容	在宅で失禁状態にある高齢者に対し、おむつや介護用品を支給する在宅高齢者おむつ等支給事業を実施します。
今後の方針	在宅で要介護者を介護される介護者が増えるを見込まれる中、高齢者の見守りや介護負担軽減を目的に、支援の内容の充実を検討します。

(iv) 居宅介護者のニーズに合わせた支援の充実 【福祉課】 <★新規>

取組内容	要介護3以上の高齢者を在宅で介護している介護者に対し、激励金を支給する居宅介護者激励金支給事業を実施していますが、ニーズを踏まえた支援の充実を検討します。
------	---

(4) 介護保険事業の適正・円滑な推進

①介護支援専門員に対する指導及び支援の推進

(i) 研修の充実 【福祉課】

取組内容	介護支援専門員に対して、専門知識やケアマネジメント能力向上のための研修の充実、また、リハビリテーション専門職を招いた研修会等を実施しリハビリテーションの重要性・必要性の周知を図ります。
今後の方針	介護サービスの向上にとって重要な町内の介護支援専門員の資質向上を、継続して支援していくとともに、町のケアマネジメントに関する基本方針に基づき、リハビリテーションの重要性について周知・徹底を図ります。

(ii) 相談・支援の充実 【福祉課】

取組内容	地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する相談や「事例検討会」の実施などを通じて、処遇困難事例の対応や支援を行います。
今後の方針	地域包括支援センターにとって重要な役割であるケアマネジャーへの支援事業の一環として、引き続き、相談・支援の充実に努めます。

②介護給付の適正化の推進

(i) 介護給付の適正化の推進 【福祉課】

取組内容	介護給付費明細書等の点検や認定情報と給付情報の突合を実施するとともに、過誤請求等の点検体制強化などに努めます。
今後の方針	介護給付が適正に提供されているかについては、介護給付適正化システムにより2か月ごとに確認しており、今後も、定期的・計画的な点検体制の強化に努めます。また、3事業に再編される介護給付適正化事業を踏まえ、必要な対応を検討します。

③適正な要介護等認定の推進

(i) 適正な要介護等認定の推進 【福祉課】

取組内容	認知症等の高齢者の認定調査については、日常生活の状況や介護の必要性を的確に調査できるよう、介護者等に同席していただく取組をさらに推進します。
今後の方針	適正な要介護等認定を推進するため、介護者等の同席を依頼していきます。

④低所得者に配慮した対応

(i) 介護保険料の軽減 【福祉課】

取組内容	65歳以上の第1号被保険者の保険料について、被保険者の負担能力に応じた、きめ細やかな所得段階数、保険料率を設定することとします。
今後の方針	第9次計画策定時に期間内におけるサービス量を適正に見込み、それに基づき保険料を決定、所得段階区分を14段階とし、負担の軽減を図っており、第10次計画においても同様に負担軽減に努めます。

(ii) 介護サービス利用料の軽減 【福祉課】

取組内容	介護保険法上の制度である高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給のほか、社会福祉法人などによる利用者負担額軽減制度により、低所得者に対する負担の軽減を図ります。
今後の方針	第9次計画同様に、第10次計画においても高額サービス費など利用者負担軽減に努めます。

(iii) 各種減免制度の周知 【福祉課】

取組内容	町民税非課税世帯の人が介護保険施設を利用した場合の食費や居住費の負担の軽減など、各種減免制度の周知を図ります。
今後の方針	引き続き、広報紙等への掲載や個人通知により、各種減免制度の周知に努めます。

⑤介護保険制度の周知

(i) 介護保険制度の周知 【福祉課】

取組内容	介護保険制度の仕組みや介護サービスの利用について、各種パンフレットの作成、広報紙への掲載、出前講座や制度の説明会を開催し、住民に向けての啓発と情報提供を行います。
今後の方針	今後も、介護保険制度の仕組みやサービスの種類などについて、各種パンフレットやホームページ等を活用し周知に努めます。

【コラム】 介護保険について

介護保険は、次の3つの基本的な考え方に基づく、高齢者の介護を社会全体で支え合うための仕組みです。

自立支援

◆単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をすることを超えて、高齢者の自立を支援することを理念としています。

利用者本位

◆利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度です。

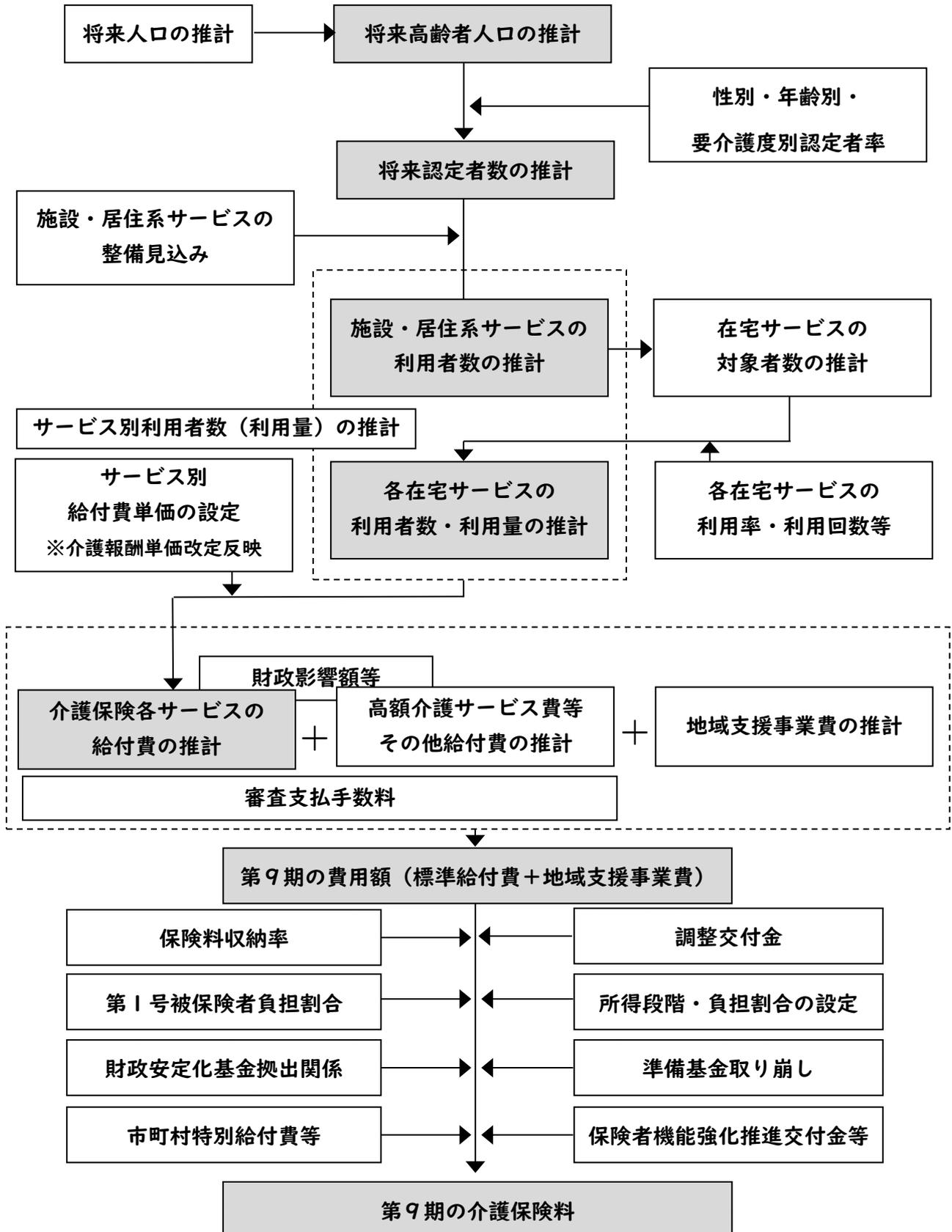
社会保険方式

◆加入者が収めた保険料によって必要なサービスが受けられるという、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用しています。

第5章 介護保険事業の推進

I 介護保険料の計算の流れ

介護保険料は、地域包括ケア「見える化」システムを活用し(将来人口の推計を除く)、次のような流れで算出します。



2 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活を継続することができる体制づくりをめざし、きめ細やかなサービスの提供が行えるよう、概ね中学校区を基本とした「日常生活圏域」ごとに計画を立てる必要があります。

日常生活を支える基盤（公共施設・交通網・人的ネットワーク等）ごとの圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むこととなりますが、本町においては一体的な整備を行っていくという観点から、第9期の介護保険事業計画においても引き続き町全体を一つの日常生活圏域とし、各事業者が提供するサービス内容を十分吟味しながら自己決定できる、選択の幅の広い枠組みをめざします。

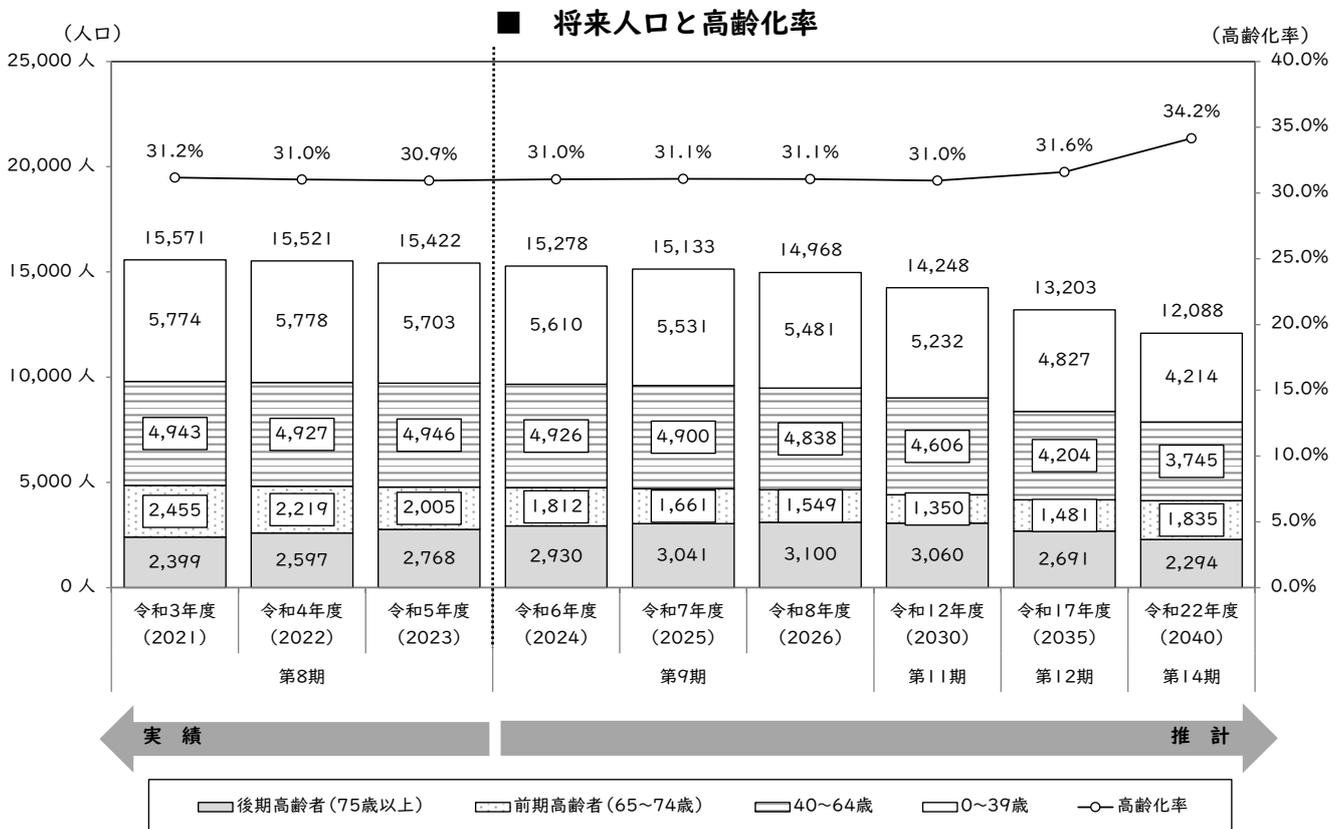
3 人口・認定者数の推計

(1) 人口推計

本町の総人口は今後も緩やかに減少し、令和5年度の15,422人から令和22年度には12,088人となることを見込まれます。

40～64歳（第2号被保険者）についても、緩やかに減少し、令和22年度には3,745人となる見込みです。

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）人口の減少は、総人口と比べて緩やかになる見込みのため、高齢化率については今後も増加し、令和22年度には34.2%となる見込みです。



※住民基本台帳（各年度10月1日）データを用いて、コーホート変化率法により推計

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）についてみると、令和5年度の4,773人から、令和22年度には4,129人となる見込みです。

75歳以上の後期高齢者については令和8年度頃まで増加するものの、以降は減少する見込みであり、令和5年度の2,768人から、令和22年度は2,294人となる見込みです。

なお、とりわけ介護需要に結びつきやすい85歳以上の高齢者については、令和5年度の756人から、令和22年度は1,208人と概ね1.6倍に増加することが見込まれます。

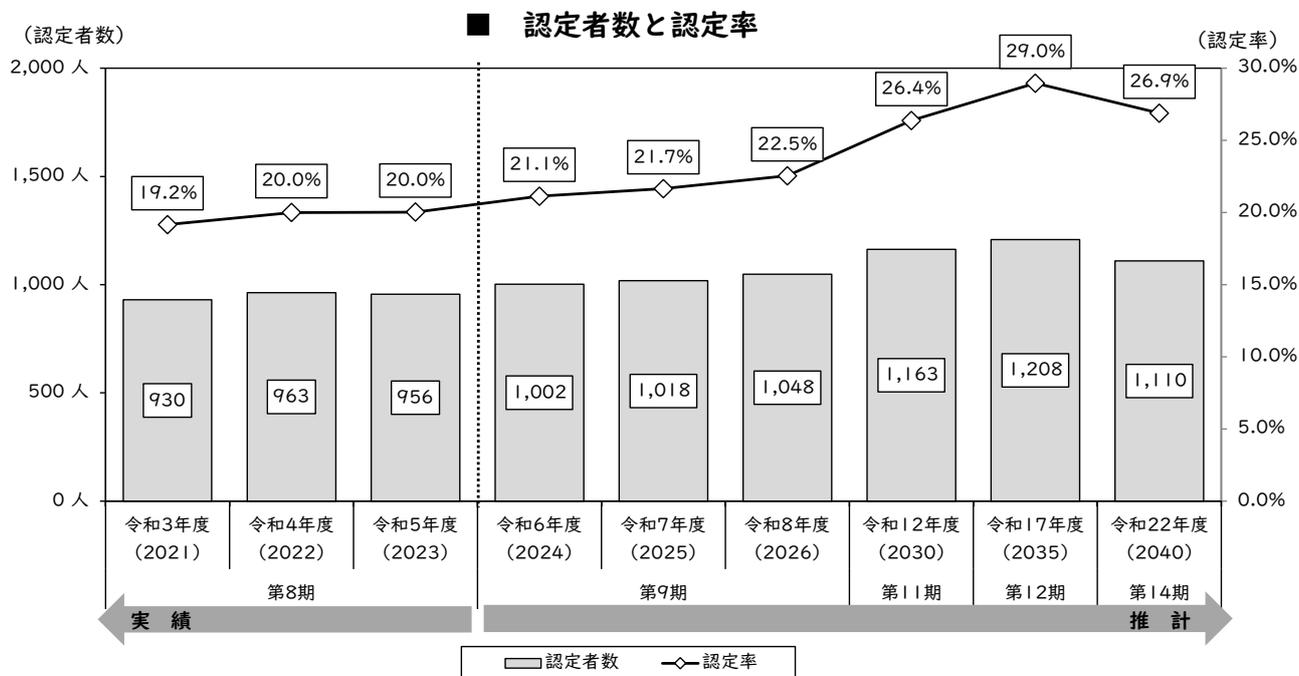
単位：人	第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
総数	15,571	15,521	15,422	15,278	15,133	14,968	14,248	13,203	12,088
0～14歳	1,775	1,720	1,638	1,568	1,520	1,451	1,265	1,086	977
15～39歳	3,999	4,058	4,065	4,042	4,011	4,030	3,967	3,741	3,237
40～64歳	4,943	4,927	4,946	4,926	4,900	4,838	4,606	4,204	3,745
65歳以上	4,854	4,816	4,773	4,742	4,702	4,649	4,410	4,172	4,129
65～74歳	2,455	2,219	2,005	1,812	1,661	1,549	1,350	1,481	1,835
65～69歳	926	832	773	733	702	704	706	836	1,073
70～74歳	1,529	1,387	1,232	1,079	959	845	644	645	762
75歳以上	2,399	2,597	2,768	2,930	3,041	3,100	3,060	2,691	2,294
75～79歳	1,014	1,149	1,217	1,280	1,356	1,383	862	587	586
80～84歳	712	728	795	869	861	859	1,155	729	500
85～89歳	423	458	471	491	528	530	653	883	551
90歳以上	250	262	285	290	296	328	390	492	657
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	11.4%	11.1%	10.6%	10.3%	10.0%	9.7%	8.9%	8.2%	8.1%
15～39歳	25.7%	26.1%	26.4%	26.5%	26.5%	26.9%	27.8%	28.3%	26.8%
40～64歳	31.7%	31.7%	32.1%	32.2%	32.4%	32.3%	32.3%	31.8%	31.0%
65歳以上	31.2%	31.0%	30.9%	31.0%	31.1%	31.1%	31.0%	31.6%	34.2%
65～74歳	15.8%	14.3%	13.0%	11.9%	11.0%	10.3%	9.5%	11.2%	15.2%
65～69歳	5.9%	5.4%	5.0%	4.8%	4.6%	4.7%	5.0%	6.3%	8.9%
70～74歳	9.8%	8.9%	8.0%	7.1%	6.3%	5.6%	4.5%	4.9%	6.3%
75歳以上	15.4%	16.7%	17.9%	19.2%	20.1%	20.7%	21.5%	20.4%	19.0%
75～79歳	6.5%	7.4%	7.9%	8.4%	9.0%	9.2%	6.0%	4.4%	4.8%
80～84歳	4.6%	4.7%	5.2%	5.7%	5.7%	5.7%	8.1%	5.5%	4.1%
85～89歳	2.7%	3.0%	3.1%	3.2%	3.5%	3.5%	4.6%	6.7%	4.6%
90歳以上	1.6%	1.7%	1.8%	1.9%	2.0%	2.2%	2.7%	3.7%	5.4%

※住民基本台帳（各年度10月1日）データを用いて、コーホート変化率法により推計

(2) 認定者数の推計

認定者数については令和5年度の956人から、令和17年度頃にかけて増加し、以降は減少に転じ、令和22年度には1,110人となる見込みです。

認定率についても、令和5年度の20.0%から、令和17年度頃にかけて増加し、以降は減少に転じ、令和22年度には26.9%となる見込みです。



単位:人	第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
第1号被保険者数	4,854	4,816	4,773	4,742	4,702	4,649	4,410	4,172	4,129
認定者数	930	963	956	1,002	1,018	1,048	1,163	1,208	1,110
要支援1	121	115	96	99	98	100	110	112	87
要支援2	190	213	215	221	222	225	243	243	213
要介護1	93	114	111	115	117	120	138	132	114
要介護2	156	175	188	200	206	212	231	232	211
要介護3	170	149	137	138	143	149	168	192	193
要介護4	119	120	139	155	159	167	190	207	208
要介護5	81	77	70	74	73	75	83	90	84
認定率	19.2%	20.0%	20.0%	21.1%	21.7%	22.5%	26.4%	29.0%	26.9%

※介護保険事業状況報告(各年度9月末現在)データを用いた地域包括ケア「見える化」システムによる自然体推計
 ※認定率は第1号被保険者数に対する比率

4 介護保険サービスの量の見込み

- 令和3～5年度値は介護保険事業状況報告に基づき地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。
 なお、令和5年度値については令和4年度の各月累計実績に、令和5年度9月末までの累計値と令和4年度の同月までの累計値を比較した変化率を乗じて年度累計が見込まれており、実際の値とは異なる場合がある。
 ○令和6年度以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる。

(1) 予防給付利用量の見込み

今後、要支援認定者数の増加が見込まれる中で、予防給付の利用量については、第8期計画期間の利用実績が減少傾向にある一部のサービスを除き、原則として増加傾向で推移することを見込んでいます。

予防給付		第8期			第9期			第14期
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	81.2	88.3	110.7	109.8	109.8	115.2	104.4
	人数(人)	12	15	19	19	19	20	18
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	84.8	83.5	74.5	74.5	74.5	74.5	59.6
	人数(人)	8	7	5	5	5	5	4
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	5	5	5	6	6	6	5
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	15	12	11	10	10	10	10
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	2.3	3.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
	人数(人)	1	1	2	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	138	140	146	148	150	152	142
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	2	2	4	4	4	4	4
介護予防住宅改修	人数(人)	3	3	4	4	4	4	4
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	3	3	2	2	2	2	2
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	3.0	0.0	0.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	人数(人)	1	0	0	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	3	3	5	7	7	7	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援								
	人数(人)	152	154	161	164	167	169	158

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

(2) 介護給付利用量の見込み

居宅サービスと地域密着型サービスについては、認定者数の増加、コロナ後の利用動向、介護離職ゼロに向けたサービス利用増等を踏まえ、今後3年間は増加傾向で推移することを見込んでいます。

なお、認知症対応型共同生活介護については、新規事業所が開設予定であることを踏まえ、令和7年度以降は利用人数の増加を見込んでいます。

介護給付		第8期			第9期			第14期
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス								
訪問介護	回数(回)	2,318.2	2,104.0	2,626.0	2,977.3	3,206.6	3,406.1	3,725.4
	人数(人)	105	105	121	132	140	148	153
訪問入浴介護	回数(回)	47.3	42.5	74.1	93.1	93.1	93.1	111.5
	人数(人)	10	9	13	17	17	17	20
訪問看護	回数(回)	515.1	546.5	731.0	835.1	838.2	864.6	925.2
	人数(人)	67	66	73	82	83	86	92
訪問リハビリテーション	回数(回)	340.6	343.7	388.3	428.6	457.6	467.6	515.6
	人数(人)	27	28	29	32	34	35	38
居宅療養管理指導	人数(人)	63	58	66	73	73	75	84
通所介護	回数(回)	1,148.1	1,203.4	1,477.8	1,568.4	1,656.1	1,741.8	1,899.4
	人数(人)	124	132	157	166	175	184	199
通所リハビリテーション	回数(回)	368.7	343.0	292.3	283.5	300.3	308.3	322.4
	人数(人)	42	40	34	33	35	36	38
短期入所生活介護	日数(日)	361.3	361.8	396.0	460.2	472.9	495.2	587.5
	人数(人)	32	35	36	41	42	44	52
短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	46.0	38.5	27.2	27.2	27.2	27.2	33.4
	人数(人)	6	5	4	4	4	4	5
短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	275	286	303	314	322	330	360
特定福祉用具購入費	人数(人)	5	4	6	7	7	7	8
住宅改修費	人数(人)	3	3	3	3	3	3	5
特定施設入居者生活介護	人数(人)	14	11	12	13	13	14	15
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	1	1	1	2	2	2	3
夜間対応型訪問介護	人数(人)	1	1	1	1	1	1	2
地域密着型通所介護	回数(回)	221.0	238.2	274.9	293.2	299.5	299.5	316.2
	人数(人)	32	39	41	44	45	45	47
認知症対応型通所介護	回数(回)	185.8	178.3	108.6	108.6	108.6	108.6	125.7
	人数(人)	22	19	14	14	14	14	16
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	29	32	36	39	40	42	48
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	8	9	11	9	13	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	人数(人)	93	102	100	100	100	100	132
介護老人保健施設	人数(人)	45	37	38	38	38	38	53
介護医療院	人数(人)	4	2	5	5	5	7	7
介護療養型医療施設	人数(人)	0	0	0				
(4) 居宅介護支援	人数(人)	328	341	368	378	389	399	427

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

5 総給付費の推計

給付費については、今般の介護報酬改定や利用量の見込みに応じて、第8期よりも増加する見込みです。

(1) 総給付費の見込み

単位:千円	第8期			第9期			第14期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
予防給付費	44,717	45,306	50,375	52,750	53,137	53,685	49,978
介護給付費	1,122,533	1,106,062	1,222,714	1,291,455	1,338,326	1,399,201	1,657,022
総給付費	1,167,250	1,151,368	1,273,089	1,344,205	1,391,463	1,452,886	1,707,000

※年度間累計の金額

(2) 予防給付費の見込みの内訳

予防給付 (単位:千円)	第8期			第9期			第14期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス	33,106	33,006	36,015	35,959	36,156	36,591	34,602
介護予防訪問入浴介護	0	11	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	4,167	4,933	5,851	5,856	5,863	6,139	5,587
介護予防訪問リハビリテーション	2,545	2,691	2,440	2,474	2,477	2,477	1,982
介護予防居宅療養管理指導	727	661	566	687	687	687	575
介護予防通所リハビリテーション	7,099	5,917	5,699	5,231	5,238	5,238	5,238
介護予防短期入所生活介護	186	251	137	139	139	139	139
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	11,625	11,614	12,483	12,698	12,875	13,034	12,204
特定介護予防福祉用具購入費	841	695	1,657	1,657	1,657	1,657	1,657
介護予防住宅改修	3,794	3,627	4,733	4,733	4,733	4,733	4,733
介護予防特定施設入居者生活介護	2,123	2,607	2,449	2,484	2,487	2,487	2,487
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,243	3,606	5,417	7,553	7,562	7,562	6,462
介護予防認知症対応型通所介護	321	0	0	369	369	369	369
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,922	3,606	5,417	7,184	7,193	7,193	6,093
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	8,367	8,694	8,943	9,238	9,419	9,532	8,914
合計	44,717	45,306	50,375	52,750	53,137	53,685	49,978

※年度間累計の金額

(3) 介護給付費の見込みの内訳

介護給付 (単位:千円)	第8期			第9期			第14期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス	434,671	419,165	492,252	543,885	568,813	593,915	658,394
訪問介護	79,397	70,661	91,209	104,919	112,977	119,876	130,585
訪問入浴介護	7,058	6,396	10,845	13,746	13,763	13,763	16,387
訪問看護	32,044	33,627	41,546	47,768	48,044	49,484	52,893
訪問リハビリテーション	10,943	11,785	13,404	15,036	16,045	16,408	18,026
居宅療養管理指導	9,616	8,294	8,818	9,860	9,927	10,222	11,593
通所介護	117,543	122,935	156,729	169,610	180,134	189,628	208,668
通所リハビリテーション	42,457	37,553	32,878	32,684	34,373	35,361	37,534
短期入所生活介護	36,886	37,398	40,800	48,396	49,873	52,279	62,329
短期入所療養介護(老健)	6,583	5,649	3,860	3,914	3,919	3,919	4,828
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	52,177	54,233	59,040	61,447	63,214	64,478	71,464
特定福祉用具購入費	2,003	1,565	2,546	3,028	3,028	3,028	3,443
住宅改修費	3,492	3,721	2,879	2,879	2,879	2,879	4,987
特定施設入居者生活介護	34,472	25,348	27,700	30,598	30,637	32,590	35,657
(2) 地域密着型サービス	158,024	165,163	177,662	185,088	204,010	227,355	255,641
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,628	3,476	2,620	5,548	5,555	5,555	8,216
夜間対応型訪問介護	2,836	2,975	2,973	3,015	3,019	3,019	6,037
地域密着型通所介護	14,860	15,362	17,735	19,284	19,736	19,736	20,955
認知症対応型通所介護	27,068	26,843	16,295	16,525	16,546	16,546	19,344
小規模多機能型居宅介護	82,570	89,205	99,648	109,213	112,195	118,646	137,236
認知症対応型共同生活介護	28,063	27,302	38,392	31,503	46,959	63,853	63,853
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス	464,841	454,925	483,178	489,999	490,618	501,005	659,472
介護老人福祉施設	288,008	314,232	318,444	322,940	323,348	323,348	427,195
介護老人保健施設	160,934	133,274	141,279	143,273	143,454	143,454	200,224
介護医療院	15,673	7,419	23,455	23,786	23,816	34,203	32,053
介護療養型医療施設	226	0	0				
(4) 居宅介護支援	64,996	66,809	69,622	72,483	74,885	76,926	83,515
合計	1,122,533	1,106,062	1,222,714	1,291,455	1,338,326	1,399,201	1,657,022

※年度間累計の金額

6 標準給付費等の見込み

(1) 標準給付費

総給付費や特定入所者介護サービス費等給付額等を含む標準給付費については、第9期（令和6年度～令和8年度）で44億1,600万円程度を見込んでいます。

(単位:円)	第9期			第14期
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総給付費(財政影響額調整後)【A(A'-A'')】	1,344,205,000	1,391,463,000	1,452,886,000	1,707,000,000
総給付費【A'】	1,344,205,000	1,391,463,000	1,452,886,000	1,707,000,000
利用者負担の見直し等に伴う財政影響額【A''】	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)【B(B'+B'')】	37,935,912	38,590,449	39,727,692	41,439,821
特定入所者介護サービス費等給付額【B'】	37,407,838	38,005,169	39,125,164	41,439,821
制度改正に伴う財政影響額【B''】	528,074	585,280	602,528	0
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)【C(C'+C'')】	30,416,303	30,946,833	31,858,822	33,156,879
高額介護サービス費等給付額【C'】	29,930,804	30,408,741	31,304,873	33,156,879
高額介護サービス費等の見直し等に伴う財政影響額【C''】	485,499	538,092	553,949	0
高額医療合算介護サービス費等給付額【D】	4,461,070	4,532,305	4,665,870	4,941,904
算定対象審査支払手数料【E】	1,442,108	1,465,156	1,508,304	1,597,548
標準給付費見込額 (A+B+C+D+E)	1,418,460,393	1,466,997,743	1,530,646,688	1,788,136,152
	4,416,104,824			

- ◇「標準給付費」は第1号被保険者の保険料算定の基礎となる介護サービスの総費用
- ◇「総給付費」は介護サービス利用料のうち、自己負担以外の介護保険から支払われる費用の総額(※財政影響額は物価・賃金の上昇等による総給付費の増加の影響を見込む場合等の減額調整額)
- ◇「特定入所者介護サービス費」は、所得の低い方が介護保険施設に入所する場合に、食費や居住費の負担を軽減するために支給されるもの(※財政影響額は給付額の調整額)
- ◇「高額介護サービス費等給付額」は、1か月に受けた介護保険サービスの1割から3割の利用者負担の合計が上限額を超えた場合、その超えた分が高額介護サービス費として支給されるもの(※財政影響額は給付額の調整額)
- ◇「高額医療合算介護サービス費等給付額」は、1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が著しく高額になる場合、医療・介護合算の自己負担限度額(年額)を超えた金額が高額医療合算介護サービス費として支給されるもの
- ◇「算定対象審査支払手数料」は、市町村と都道府県国保連合会との契約により定められる審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の算定の基準となる単価に審査支払見込件数を乗じた額

(2) 地域支援事業費

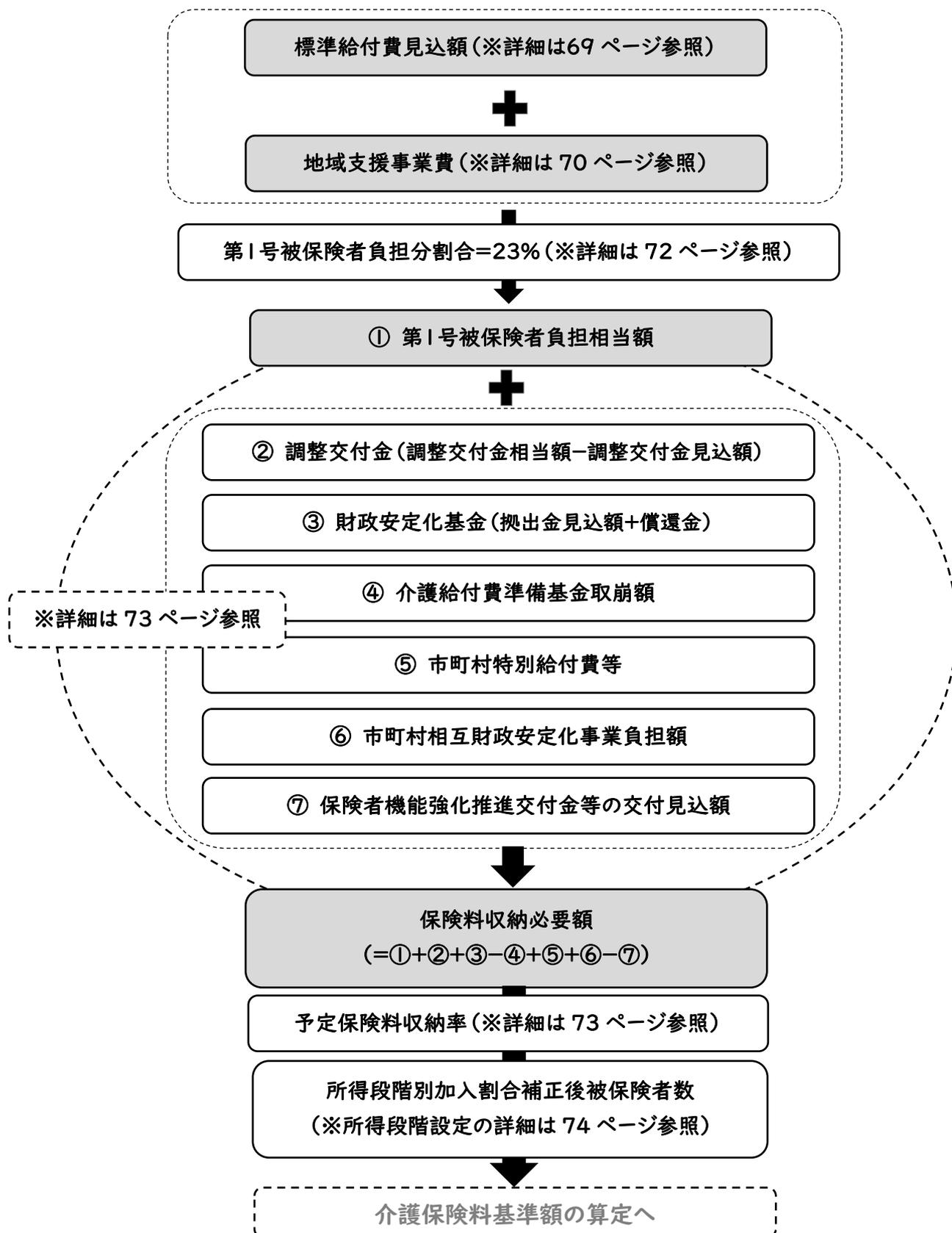
地域支援事業費については、第9期（令和6年度～令和8年度）で3億7,500万円程度を見込んでいます。

(単位:円)	第9期			第14期
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業費	69,384,567	69,384,567	69,384,567	59,522,703
訪問介護相当サービス	12,406,473	12,406,473	12,406,473	10,051,298
訪問型サービスA等	0	0	0	0
通所介護相当サービス	27,098,094	27,098,094	27,098,094	20,471,994
通所型サービスA等	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	4,300,000	4,300,000	4,300,000	3,419,411
介護予防把握事業	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	22,000,000	22,000,000	22,000,000	22,000,000
地域介護予防活動支援事業	0	0	0	0
一般介護予防事業評価事業	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
地域リハビリテーション活動支援事業	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	280,000	280,000	280,000	280,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	34,060,000	34,060,000	34,060,000	34,060,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	32,060,000	32,060,000	32,060,000	32,060,000
任意事業	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	21,850,000	21,850,000	21,850,000	21,850,000
在宅医療・介護連携推進事業	750,000	750,000	750,000	750,000
生活支援体制整備事業	9,879,000	9,879,000	9,879,000	9,879,000
認知症初期集中支援推進事業	10,800,000	10,800,000	10,800,000	10,800,000
認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	0	0
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	421,000	421,000	421,000	421,000
地域支援事業費	125,294,567	125,294,567	125,294,567	115,432,703
	375,883,701			

7 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料算定の詳細な手順

第1号被保険者の介護保険料は、次のような手順で算定します。



(2) 財源構成

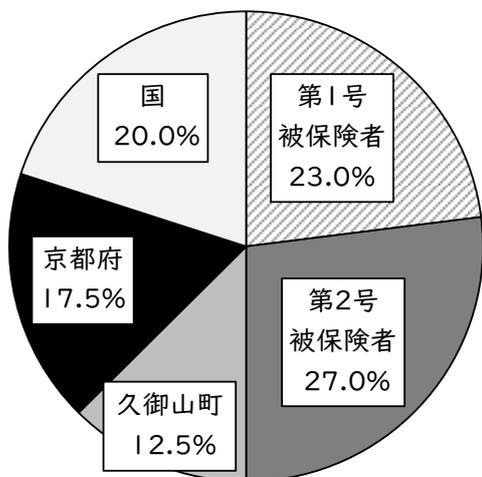
介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の住民のそれぞれの負担により、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度です。

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分が公費(税金)で、残りの半分が40歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。

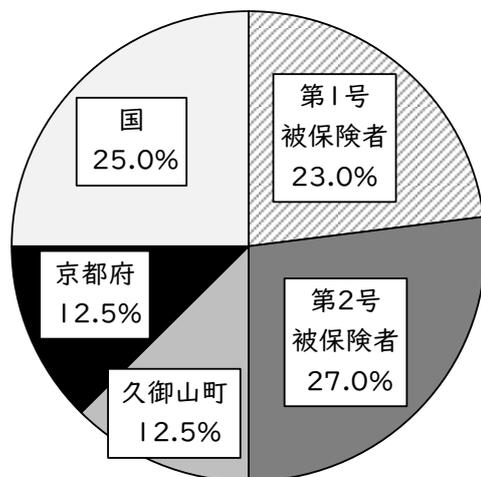
40歳以上の被保険者の保険料の負担割合は、第9期においては第8期と同様に、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

■ 介護給付費の財源内訳

施設給付費の財源内訳

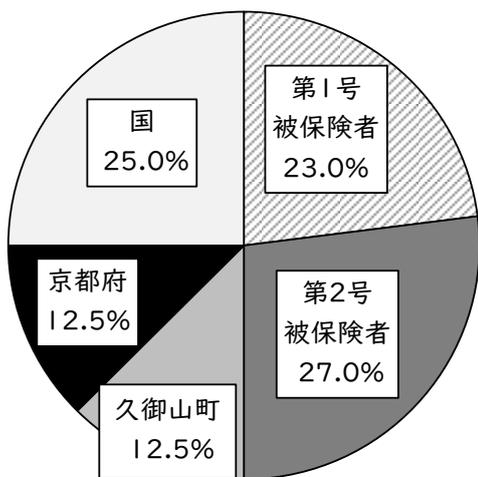


居宅給付費の財源内訳

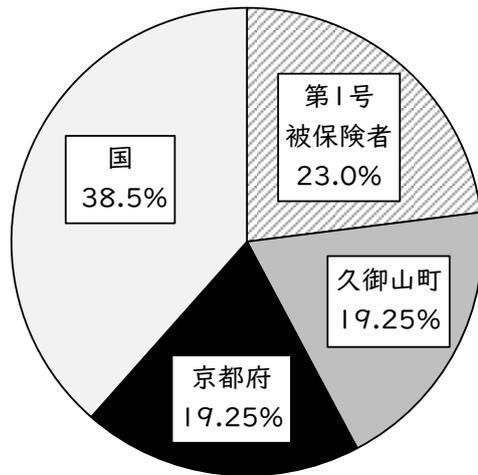


■ 地域支援事業費の財源内訳

介護予防・日常生活支援総合事業の財源内訳



包括的支援事業及び任意事業の財源内訳



(3) 保険料収納必要額

保険料収納必要額は、第9期において第1号被保険者が負担する保険料として確保する必要がある金額で、10億円程度を見込んでいます。

なお、第9期の予定保険料収納率としては99.00%を見込んでいます。

区分 (単位:円)	第9期			
	合計	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
標準給付費見込額(A)	4,416,104,824	1,418,460,393	1,466,997,743	1,530,646,688
地域支援事業費(B)	375,883,701	125,294,567	125,294,567	125,294,567
第1号被保険者負担分相当額(D) ※D=(A+B)×0.23	1,102,157,361	355,063,641	366,227,231	380,866,489
調整交付金相当額(E)	231,212,926	74,392,248	76,819,116	80,001,563
調整交付金見込額(F)	202,281,000	57,431,000	68,369,000	76,481,000
財政安定化基金拠出金見込額(G)	0			
財政安定化基金償還金(H)	0			
介護給付費準備基金取崩額(I)	120,000,000			
審査支払手数料差引額(J)	0	0	0	0
市町村特別給付費等(K)	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額(L)	0			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(M)	10,000,000			
保険料収納必要額(N) ※N=D+E-F+G+H-I+J+K+L-M	1,001,089,287			

- ◇「調整交付金」は、保険者ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで標準給付費見込額の5%相当分を交付する仕組み。第1号被保険者に占める後期高齢者の割合と所得段階別被保険者割合の全国平均との格差にもとづいて、交付割合が保険者ごとに補正される
- ◇「財政安定化基金」は、市町村の介護保険財政が保険料収納率の低下や介護給付費の増加などで赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金
- ◇「介護給付費準備基金」は、中期財政運営期間中に生じた剰余金を積み立て、給付費に不足を生じた場合等の財源に充当する資金
- ◇「審査支払手数料」は、保険者から国民健康保険団体連合会が委託を受けて実施する、介護サービス事業所等からの介護給付費の請求に関する審査支払業務の手数料
- ◇「市町村特別給付」は、要介護・要支援者等に対して介護保険法で定められている保険給付以外に市町村が独自で行う給付
- ◇「市町村相互財政安定化事業」は、複数の市町村が相互に財政の安定化を図ることを目的に調整保険料率を基準として財政調整を行うもの
- ◇「保険者機能強化推進交付金等」は、市町村や都道府県のさまざまな取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための自治体への財政的インセンティブとしての交付金

(4) 保険料の段階設定

第9期の保険料段階設定については、第8期における14段階の設定をベースに、法令改正による標準的な課税区分等の設定を踏まえ、次のように見直しを行います。

第8期保険料の所得段階

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税 生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.485 (0.30)	
第2段階			0.685 (0.50)	
第3段階			0.735 (0.70)	
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	
第5段階			第4段階以外	1.00
第6段階	本人が住民税課税	本人の合計所得金額が120万円以下	1.125	
第7段階			本人の合計所得金額が120万円超210万円未満	1.35
第8段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.60
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.85
第10段階			本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10
第11段階			本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.20
第12段階			本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.45
第13段階			本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.70
第14段階	本人の合計所得金額が1,000万円以上	3.00		

第9期保険料の所得段階

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税 生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.455 (0.285)	
第2段階			0.685 (0.485)	
第3段階			0.690 (0.685)	
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	
第5段階			第4段階以外	1.00
第6段階	本人が住民税課税	本人の合計所得金額が120万円以下	1.125	
第7段階			本人の合計所得金額が120万円超210万円未満	1.35
第8段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.60
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.85
第10段階			本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10
第11段階			本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.20
第12段階			本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.45
第13段階			本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.70
第14段階	本人の合計所得金額が1,000万円以上	3.00		

◇第1号保険料負担における低所得者の保険料上昇の抑制に向け、公費による軽減割合が次のように設定されています。

- ・第1段階:0.455⇒0.285に軽減
- ・第2段階:0.685⇒0.485に軽減
- ・第3段階:0.69⇒0.685に軽減

※今後、制度改正等により、軽減の内容が変更になる場合があります。

第6章 計画の円滑な推進

I 計画の推進体制の整備

(1) 周知・啓発の充実

介護保険制度の改正に伴う、地域共生社会の実現に向けた取組の推進や高所得者の利用者負担割合の見直し等の改正のポイントや、要介護等認定、介護サービス、地域支援事業などについて高齢者やその家族等が理解を深められるよう、ホームページや広報紙、パンフレットの配布、出前講座等多様な媒体や機会を活用して、周知の徹底を図ります。

(2) 相談・苦情対応の推進

住民の多様な保健福祉等の相談に対応し、適切な助言が行えるよう、地域包括支援センター、福祉課、久御山町社会福祉協議会等、さまざまな相談窓口の連携を強化し、住民の利便性の向上に努めます。

特に、地域包括支援センターでは、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の多職種が総合的な相談・支援を行うことで、要介護状態になる前からの一貫したケアマネジメントを行うとともに、高齢者とその家族に対する相談をはじめ、医療機関等専門機関や関係各課等との連携強化を図り、相談体制の充実を図ります。

また、地域包括支援センター、福祉課において、介護保険や福祉サービス等に関する苦情相談を受けられる体制を強化するとともに、京都府国民健康保険団体連合会との連携を深め、対応の充実を図ります。

(3) 連携体制の強化

認知症高齢者あるいは虐待事例への早期対応を図るため、地域包括支援センターと行政・司法・警察等の関係諸機関との連携を強化し、ケースカンファレンス等解決に努めます。

また、高齢者や家族に対する相談・情報の提供や適切な介護基盤整備に向けて、京都府や企画・総務部局、交通部局も含めた関係各課、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、社会福祉協議会、ボランティアグループ等との定期的な情報交換の機会を持つとともに、連携体制の構築に努めます。

さらに、在宅医療や在宅看取り等のニーズに対応するため、保健・医療との連携を一層強化することが必要であり、地域ケア会議・地域包括ケア推進会議等における多職種による検討の強化を図ります。

(4) 計画の推進体制の整備

住民をはじめ、医療や福祉の関係者による「地域包括支援センター運営協議会」と「地域密着型サービス運営委員会」の機能を併せ持つ「地域支援委員会」において、地域包括支援センターの運営や地域密着型サービスの指定など、介護保険に関する事項の審議を行い、介護保険の適切な運営に努めます。保険給付等の実態把握においては、データ利活用にあたって個人情報への取扱いへの配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備に努めます。

また、適切な指標での実績評価による自立支援・重度化防止に向けた取組、介護給付適正化に向けた取組についても、実行管理、点検評価を行いながら推進します。

さらに、高齢者の虐待事象が起きた時の対応について、関係機関、関係各課と迅速に連携をとり、虐待防止に適切な対応を図ります。

2 計画の進捗状況の管理

本計画は、毎年事務局により介護保険事業の決算状況などについて進行を管理し、広報等により住民に公表を行います。

また、計画の改定の際等には、在宅介護・介護予防・認知症対策・権利擁護・介護サービスの関係者、有識者、行政関係者等による「久御山町地域包括ケア推進会議」を開催し、計画の進捗状況について確認・審議を行います。

資料編

I 計画の策定経過

年度	月/日	内容
R4	2/8 ~2/22	<p><第10次高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 ◇在宅介護実態調査の実施
	5/26	<p><第1回 久御山町地域包括ケア推進会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇地域包括ケア推進会議設置要綱について ◇委員長及び職務代理の選出について ◇第10次高齢者保健福祉計画策定の基本的な考え方について ◇第10次高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査結果について
	8/18	<p><第2回 久御山町地域包括ケア推進会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇第9次高齢者保健福祉計画の評価まとめについて ◇第9次高齢者保健福祉計画(骨子案)について
R5	10/2	<p><第3回 久御山町地域包括ケア推進会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇第10次高齢者保健福祉計画(素案)について
	11/30	<p><第4回 久御山町地域包括ケア推進会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇第10次高齢者保健福祉計画(素案)について ◇パブリックコメントについて
	12/22 ~1/20	パブリックコメントの実施
	2/5	<p><第5回 久御山町地域包括ケア推進会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇パブリックコメント結果について ◇第10次高齢者保健福祉計画(案)について

2 久御山町地域包括ケア推進会議設置要綱

平成28年 8 月15日

告示第77号

久御山町地域包括ケア推進会議設置要綱（平成25年久御山町告示第47号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本町の高齢者福祉に関する施策を計画的かつ総合的に推進するため、介護保険法第115条の48の規定に基づき、久御山町地域包括ケア推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域包括ケアシステム構築を計画的かつ総合的に推進すること。
- (2) 高齢者の実態把握をすることにより地域課題を発見し、課題解決のための施策を進めること。
- (3) 久御山町高齢者保健福祉計画の進捗状況の点検並びに評価及び策定（改定）に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、地域包括ケア推進に必要な事項に関すること。

（委員及び任期）

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 在宅介護関係者
- (3) 介護予防関係者
- (4) 認知症対策関係者
- (5) 権利擁護関係者
- (6) 介護サービス関係者
- (7) 行政関係者
- (8) その他町長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。

3 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、議事を運営する。

2 委員長は、推進会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(地域ケア会議の設置)

第6条 地域特有のケア課題の検討や解決困難事例のケース検討及び情報提供等に対応するため、別に定める地域ケア会議を設置する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第22号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第113号)

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

3 久御山町地域包括ケア推進会議委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等	区 分
	依 田 博	前期地域福祉計画等策定委員会 全体会議 委員長	学識経験者
	栗 原 直 夫	一般社団法人宇治久世医師会 くわはら内科 院長	在宅介護 関係者
委員長	田 後 裕 之	社会医療法人岡本病院(財団)京都岡本記念病院 リハビリテーション部 部長	介護予防 関係者
	大 倉 一 紀	山城北圏域地域リハビリテーション支援センター コーディネーター 社会医療法人岡本病院(財団)京都岡本記念病院 リハビリテーション部 理学療法士	介護予防 関係者
	榊 村 雅 文	社会福祉法人京都悠仁福祉会 京都認知症総合センター カフェほうおう相談員	認知症対策 関係者
職務代理	石 原 勝 利	社会福祉法人久御山町社会福祉協議会 事務局長	権利擁護 関係者
	山 村 大 作	社会福祉法人八康会特別養護老人ホーム 楽生苑 施設長	介護サービス 関係者
	西 野 石 一	久御山町 民生部長	行政関係者
	弘 部 俊 彦	宇治久世歯科医師会 弘部歯科 医院長	町長が適当と 認める者

4 用語集

計画の本文中における専門用語等の用語説明を、五十音順に掲載します。

用語	用語の説明	初出ページ
【あ行】		
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。	P29
SDGs	平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。 ※詳しくは国連広報センターのHP (www.unic.or.jp) へ。	P3
運動器	骨・関節・筋肉・神経など身体を動かす組織・器官の総称のこと。	P28
【か行】		
介護支援ボランティア制度	高齢者の介護予防のため、介護保険施設などでボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、そのポイント数に応じて交付金を交付する制度。	P28
協議体	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での支え合いの仕組み(生活支援体制整備)を作るために専門職や行政が側面から支援しながら、住民が主体となって自分たちの地域づくりについて検討する集まり。	P28
共生型サービス	介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくすると同時に、障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的に、設けられた制度。	P54
ケアプラン	要介護(要支援)認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。	P34
ケアマネジメント	要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。	P50
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護(要支援)認定者からの介護サービスの利用に関する相談や、適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職のこと。	P19

用語	用語の説明	初出ページ
ケースカンファレンス	医師、ケアマネジャー、看護師、サービス事業者、介護福祉士、時には要介護者本人や家族などが集まり、要介護者の身体状況の確認や新たな課題の有無、サービス内容の検証などを行うための会議。	P77
健康寿命	WHOが平成12年に提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。	P20
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な方に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。	P3
高額医療合算介護サービス費	医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯における、医療・介護合算の自己負担限度額(年額)を超えた金額。	P57
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。	P3
孤立死	社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような死に方のこと。	P25
【さ行】		
COPD(慢性閉塞性肺疾患)	Chronic Obstructive Pulmonary Diseaseの略で、従来、慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれてきた病気の総称。	P44
自己評価	介護保険サービスの場合では、問題点を改善し、サービスの質の向上を図ることができるように、施設及び事業者が自ら介護保険サービスの質の評価を行うこと。	P53
歯周疾患	歯肉炎や歯周炎など歯ぐきの病気の総称。40歳以降で歯を失う原因の大半がこの歯周疾患による。食生活や喫煙、歯磨き習慣等とも関係があり、生活習慣病の一つとして捉えられている。	P43
社会福祉士	専門知識と技術を用いて、身体的・精神的障害又は環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある人に対し、福祉に関する相談・助言・指導その他の援助を行う福祉専門職のこと。	P33
消費者被害	消費者、特に高齢者や学生など社会的弱者をターゲットにした犯罪のこと。	P34
シルバー人材センター	一定地域における居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就労の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人のこと。	P41

用語	用語の説明	初出ページ
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。	P28
生活習慣病	食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気（がん、脳血管疾患、心疾患等）のこと。	P4
成年後見制度	財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりする恐れのある、病気や障害のため判断能力が著しく低下した人を保護し、支援する制度のこと。	P25
【た行】		
団塊の世代	昭和22年から24年生まれのベビーブーム世代のこと。	P3
団塊ジュニア世代	昭和46年から49年に生まれた世代のこと。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。	P3
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	P23
地域ケア会議	地域の実態に応じ、個別課題解決に必要なと思われる本人、家族、民生委員・児童委員、住民組織、専門多職種等で構成する会議を開催し、高齢者個人に対する自立支援の充実と同時に地域包括ケアシステムの体制整備を進めるための会議体。	P24
地域支援事業	要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業のこと。	P61
地域包括ケアシステム	介護状態となっても、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで生きがいと尊厳を持って自分らしい暮らしができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的、一体的に確保される体制であり、今日的な介護の基本理念となっている。	P3
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。	P3

用語	用語の説明	初出ページ
チームオレンジ	認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのこと。	P48
特定健康診査	メタボリックシンドロームの該当者や予備群を発見するための健診のこと。	P45
特定入所者介護サービス費	所得が一定額以下の要介護（要支援）認定者が、施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費の負担を軽減するために支給される介護給付のこと。	P57
独立行政法人都市再生機構	大都市や地方中心都市における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援、UR賃貸住宅（旧公団住宅）の管理を主な目的とする独立行政法人。	P38
【な行】		
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。	P28
認知症キャラバンメイト	認知症サポーター養成講座を企画・開催し、講師を務める人のこと。	P48
認知症サポーター	「認知症養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族をあたたく見守り、支援する人（サポーター）のこと。	P28
認知症初期集中支援チーム	複数の専門家（専門医・医療介護の専門職）が、認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し課題分析や家族支援を集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行った上で本来の医療やケアに引き継いでいく。	P24
認知症地域支援推進員	市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人のこと。	P24
ネグレクト	幼児・児童・高齢者・障害のある人などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任すること。	P51
ノーマライゼーション	障害の有無に関わらず、誰もが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。	P37
【は行】		
パブリックコメント	行政機関が政策等を策定する際にその案を広く住民に公表し、寄せられた意見等を考慮し最終的な意思決定を行うという一連の手続き。	P6

用語	用語の説明	初出ページ
ハラスメント	人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為のこと。	P54
バリアフリー	物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くこと。	P37
【ま行】		
民生委員・児童委員	民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された人のことで、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。	P28
【や・ら・わ行】		
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。	P3
ユニバーサルデザイン	性別や年齢、障害の有無等に関わらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方。	P37

久御山町第10次高齢者保健福祉計画

令和6年3月

発行 久御山町

〒613-8585

京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

編集 久御山町 民生部 福祉課

TEL : 075-631-9902

0774-45-3902

FAX : 075-632-5933
